

令和7年度 文部科学省
「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究
(学士課程における看護学教育の質向上に向けた調査研究) 委託事業」

学士課程における看護学教育分野別評価の充実のための調査
—評価基準の充実に向けて—
報告書

令和8年3月

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

JABNE: Japan Accreditation Board for Nursing Education

代表理事 菱沼 典子

序 言

令和7年に文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業 テーマ B」の公募があり、日本看護学評価機構（JABNE）は「学士課程における看護学教育分野別評価の充実のための調査 ―評価基準の充実に向けて―」をテーマとして応募し、9月に採択されました。評価基準検討委員会の片岡純委員長を中心に、評価基準検討委員会のメンバー等からなるワーキンググループを立ち上げ、本機構の会員校・評価員への調査を実施、調査結果をまとめました。この調査結果をご報告いたします。

お忙しい中調査に協力いただいた皆様に、心より御礼申し上げます。

本調査により、JABNE が目指していた専門分野別評価の有用性；教育の改革、組織運営の改革が確認できたことは、うれしい結果です。

本事業は令和7年度から令和9年度の3年間で計画しています。今後は、本調査結果を用いながら、本機構の評価基準の見直しを実施します。また看護学教育評価の在り方の検討や看護学教育の質向上に向けて、看護学の専門分野別評価がステークホルダーである高等学校においてどう活用されているのか、諸外国でどのように行われているのか等の調査を重ねていく予定です。

今後とも本機構へご協力を、よろしくお願いいたします。

令和8年3月31日

日本看護学教育評価機構
代表理事 菱沼典子

実施体制 ワーキンググループ

リーダー	片岡 純	(評価基準検討委員会委員長)
メンバー	三国 久美	(評価基準検討委員会副委員長)
	角濱 晴美	(評価基準検討委員会委員)
	榎田 めぐみ	(評価基準検討委員会委員)
	小山田 恭子	(評価基準検討委員会委員)
	三浦 友理子	(評価委員会委員)
	菱沼 典子	(日本看護学教育評価機構代表理事)
	及川 郁子	(日本看護学教育評価機構常任理事)
	縄 秀志	(日本看護学教育評価機構)
	桑原 雄三	(日本看護学教育評価機構)
会計	寺川 ひろえ	(日本看護学教育評価機構)

目 次

I. はじめに.....	1
II. 調査の目的.....	1
1. 調査1の目的.....	1
2. 調査2の目的.....	1
III. 方法.....	2
1. 調査1の調査方法.....	2
1) 対象者.....	2
2) 調査方法.....	2
3) 調査内容.....	2
4) 分析方法.....	3
2. 調査2の調査方法.....	3
1) 対象者.....	3
2) 調査方法.....	3
3) 調査内容.....	3
4) 分析方法.....	3
3. 倫理的配慮.....	4
4. スケジュール.....	4
IV. 結果.....	5
1. 受審校.....	5
1) 回収率と回答大学の特性.....	5
2) 評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点.....	6
3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点.....	10
4) 評価基準3. 教育課程の評価と改革についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点.....	17
5) 評価基準4. 入学者選抜についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点.....	21
6) 推奨する6項目の観点について.....	23
7) 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み.....	23
8) 分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善.....	24
2. 評価員.....	26
1) 回収率と評価員の特性.....	26
2) 評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点.....	26
3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点.....	29
4) 評価基準3. 教育課程の評価と改革についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点.....	34
5) 評価基準4. 入学者選抜についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点.....	37
6) 推奨する6項目の観点について.....	38

3. 未受審校	39
1) 回収率と回答大学の特徴	39
2) 評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点	40
3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点	42
4) 評価基準3. 教育課程の評価と改革についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点	46
5) 評価基準4. 入学者選抜についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点	49
6) 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み	50
7) 分野別評価を受審する必要性と期待すること	50
V. 考察	52
1. 現行の評価基準に関する要・不要、ならびに機関別認証評価との重複に関する評価結果について	52
2. 評価の観点のわかりやすさ・わかりにくさに関する評価結果について	53
3. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み	53
4. 追加が必要な評価の観点について	53
5. 分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善、受審する必要性と期待すること	53
6. 今後に向けて	54
 【資料】	
資料1. 評価基準	55
資料2. 調査の質問紙（受審校宛）	60
資料3. 調査の質問紙（評価員宛）	72
資料4. 調査の質問紙（未受審校宛）	81

I. はじめに

学士課程における看護学教育プログラムの評価は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（Japan Accreditation Board for Nursing Education：以下 JABNE と略す）により令和 2 年から実施されている。

JABNE は、一般社団法人日本看護系大学協議会を設立者として平成 30 年に設立され、令和 7 年 5 月現在、正会員は 151 大学、令和 7 年度までの看護学分野別評価の受審校は 48 校である。JABNE による分野別評価は、受審校の自己点検評価と会員校に所属する看護学教員が評価員となったピアレビューにより、看護学教育の水準の維持向上を目的としている。

JABNE の評価基準は「1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」「2. 教育課程における教育・学修活動」「3. 教育課程の評価と改革」「4. 入学者選抜」であり、それぞれに評価項目と評価の観点を明示し、それに沿った評価を実施している。令和 9 年度開始の 2 期目の評価基準等を検討するにあたり、令和 7 年 3 月に策定された看護学教育モデル・コア・カリキュラムがコンピテンシー基盤型教育により看護師として必要な能力を備えた質の高い人材養成の方針が示していることから、これも踏まえて検討が求められている。また令和 7 年 2 月の中央教育審議会答申において大学の認証評価制度の見直しが言及された。大学の認証評価制度のあり方については、文部科学省の方針を待つことになるが、JABNE は看護学教育の質向上を図るべく、分野別評価を継続する予定である。

本調査は、看護学分野別評価の充実に向けて検討するための資料を得ることを目的とし、令和 7 年 9 月～令和 10 年 3 月 31 日の 3 年間をかけて実施するものである。調査内容は、①分野別評価関係者（受審校・評価員等）による現行の評価基準の要・不要の評価、ならびに追加が必要と考える評価基準（「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」含む）、②正会員校による現行の評価基準の評価、ならびに追加が必要と考える評価基準（「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」含む）、③正会員校による看護学分野別評価の必要性和意義に関する評価、④受審校による分野別評価受審による自校の看護学教育における変化の評価、⑤諸外国における看護学分野別評価の実態、⑥高校生ならびに関係者（高校進路指導者）による JABNE 認証の有無や評価結果を受験校の選択肢として活用しているかの評価としており、令和 7 年度は①～④に関する調査を実施した。本調査結果報告書では、受審校・未受審校・評価員を対象とした①～④の調査結果について報告する。

II. 調査の目的

本調査は調査 1 と調査 2 の 2 つの調査からなる。

1. 調査 1 の目的

- 1) 受審校と評価委員経験者を対象として、現行の評価基準の評価ならびに追加が必要と考える評価基準を明らかにする。また、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえた受審校の取り組みを明らかにする。
- 2) 受審校による分野別評価受審による自校の看護学教育・組織運営における変化・改善内容を明らかにする。

2. 調査 2 の目的

- 1) 未受審校を対象として、現行の評価基準の評価ならびに新規評価基準の必要性、および「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえた取り組みを明らかにする。
- 2) 看護学教育分野別評価の必要性和意義に関する評価を明らかにする。

Ⅲ. 方法

1. 調査1の調査方法

1) 対象者

- (1) 令和2年度～令和7年度の受審校48校の代表者あるいは分野別評価時の責任者
- (2) 令和2年度～令和7年度に評価員を担当した大学教員
(うち重複11名と退職21名、機構関係者17名を除いた人数95名)

2) 調査方法

調査協力依頼文書を郵送し、回答はWeb式の質問紙調査で得た。

3) 調査内容

(1) 現行の評価基準(87評価の観点)の評価

以下の①～④について項目のチェックならびに自由記述で回答を求めた。

- ① 第1期の評価基準87項目のうち、第2期の分野別評価で要不要と考える評価基準、不要とする理由
- ② 第1期の評価基準の中で、機関別評価と重複すると考える評価基準
- ③ 第1期の評価基準の「推奨する6観点」の中で、基本とする観点(推奨を外す)にした方が良く
と考える評価基準
- ④ 第1期の評価基準で表現を修正・追加する必要がある評価の観点

(評価基準Ⅰ～Ⅳの枠組みで自由記述)

(2) 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(以下、コアカリとする)を踏まえた受審校の取り組み(受審校のみ)

下記の質問項目で該当する取り組みすべての選択、ならびに自由記述で回答を求めた。

- ① 教職員へのコアカリの周知
- ② コアカリを用いたディプロマ・ポリシーの点検
- ③ コアカリを用いた自大学のカリキュラムの点検
- ④ コアカリに準拠した新カリキュラムの検討
- ⑤ コアカリを用いた自大学の実習目標等の点検
- ⑥ その他
- ⑦ 特に取り組んでいない (複数回答可)

(3) 分野別評価受審による自校の看護学教育ならびに組織運営における変化・改善(受審校のみ)について自由記述で回答を求めた。

(4) 回答者の属性

- ① 受審校
 - ・受審校名 / 国公立 / 総合大学・単科大学
 - ・回答者の役職等(看護学教育課程の責任者・分野別評価受審時の責任者・その他)(複数回答可)
 - ・これまでに受審した認証評価機構(複数回答可)
- ② 評価員
 - ・第1期分野別評価の評価員担当年度

4) 分析方法

評価基準のチェック項目を集計し、自由記述は質的記述的に分析した。

2. 調査2の調査方法

1) 対象者

正会員のうち分野別評価未受審 105 校の代表者、あるいは代表者が適任と考える大学教員。

2) 調査方法

調査協力依頼文書を郵送し、回答は Web 式の質問紙調査で得た。

3) 調査内容

- (1) 現行の評価基準のわかりやすさ（わかりにくい評価基準）の評価
第1期の評価基準 87 項目のうち、意味が分かりにくい評価基準をチェックし、わかりにくい理由について自由記述を求めた。
- (2) 分野別評価を受けるにあたり、新たに追加する必要があると考える評価基準
自由記述で回答を求めた。
- (3) 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえた未受審校の取り組み
下記の質問項目で該当する取り組みすべての選択、ならびに自由記述で回答を求めた。
 - ① 教職員へのコアカリの周知
 - ② コアカリを用いたディプロマ・ポリシーの点検
 - ③ コアカリを用いた自大学のカリキュラムの点検
 - ④ コアカリに準拠した新カリキュラムの検討
 - ⑤ コアカリを用いた自大学の実習目標等の点検
 - ⑥ その他
 - ⑦ 特に取り組んでいない (複数回答可)
- (4) 看護学分野別評価の必要性と意義に関する評価
受審を準備している正会員校が考える分野別評価の必要性と意義について、自由記述で回答を求めた。
- (5) 回答者の属性
 - ・大学名 / 国公立 / 総合大学・単科大学
 - ・回答者の役職等（看護学教育課程の責任者・分野別評価受審の責任者・その他）（複数回答可）
 - ・受審予定年度

4) 分析方法

評価基準のチェック項目を集計し、自由記述は質的記述的に分析した。

3. 倫理的配慮

本調査は研究としては実施しないため倫理審査は受審せず、下記の倫理的配慮を対象者に協力依頼文書で説明し実施した。

- ・ 協力しなくても不利益は生じないこと
- ・ 必要に応じて、対象者全員にリマインドのメールを送ること
- ・ 協力いただいた回答については、取りまとめて第2期の分野別評価の方法ならびに評価基準に関する検討の資料とすること
- ・ 調査報告書は文部科学省へ提出し、その後に文部科学省のホームページに公開されること
- ・ 調査報告書は日本看護学教育評価機構 Web ページの正会員専用ページ等で報告すること
- ・ 報告の際は、匿名性とプライバシー保護に配慮すること
- ・ 調査のデータは専用のコンピュータのみで扱い、日本看護学教育評価機構の倫理規則に準じて厳重に管理すること。

4. スケジュール

2025 年 11 月 27 日 総合評価部会で調査計画について審議した。

2025 年 12 月 12 日 理事会で調査計画について承認を得た。

2025 年 12 月～2026 年 2 月 調査の実施

2026 年 3 月 調査結果の取りまとめ

なお、ワーキンググループ会議は2回（2025 年 10 月 30 日、2026 年 3 月 6 日）実施した。

IV. 結果

1. 受審校

1) 回収率と回答大学の特性

2026 年 1 月の時点で分野別評価を受審した会員校 48 校中 35 校より回答を得た（回収率 73.0%）。回答した大学の設置主体と設置学部について、**国立大学 5 校**（看護学部以外 5）、**公立大学 10 校**（看護学部 3、看護学部以外 5、その他の学部 2）、**私立大学 20 校**（看護学部 9、看護学部以外 9、その他の学部 2）であった（グラフ 1）。回答者の特性について、現在の看護学教育課程の責任者は 30 名、看護学教育課程の担当者は 2 名、自己点検評価の担当者は 12 名であった。また、評価受審時の責任者は 15 名、担当者は 14 名であった（表 1）。これまでに受審した認証評価機関について、公益財団法人大学基準協会が最も多く、次いで公益財団法人日本高等教育評価機構と一般財団法人大学教育質保証・評価センターが多く、その次に独立行政法人大学改革支援・学位授与機が続いた（表 2）。

グラフ 1. 設置主体・設置学部

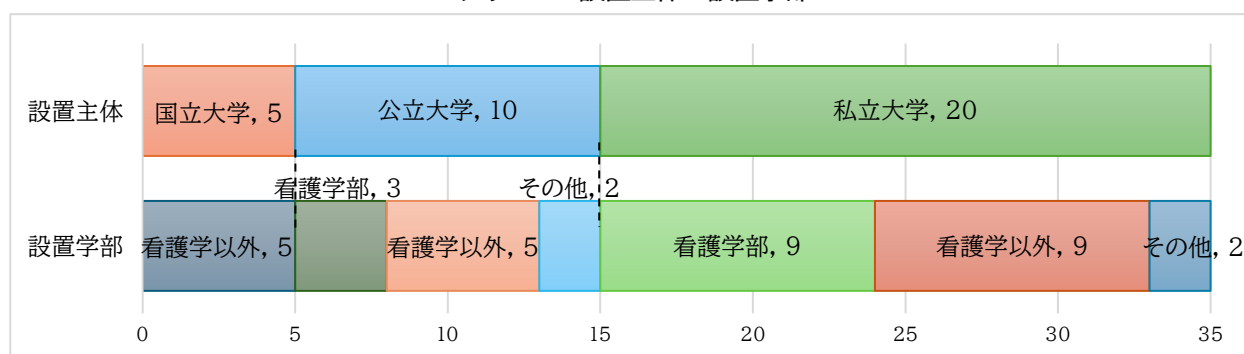


表 1. 回答者の特性（複数回答可）

役職等	回答数（名）	自由記載の内容
現在の看護学教育課程の責任者	30	うち学部長（1）
現在の看護学教育課程の担当者	2	うちカリキュラム検討担当（1）、教務部長（1）
現在の自己点検評価の担当者	12	
分野別評価受審時の責任者	15	うち副責任者（1）
分野別評価受審時の担当者	14	うち回答作成者（1）

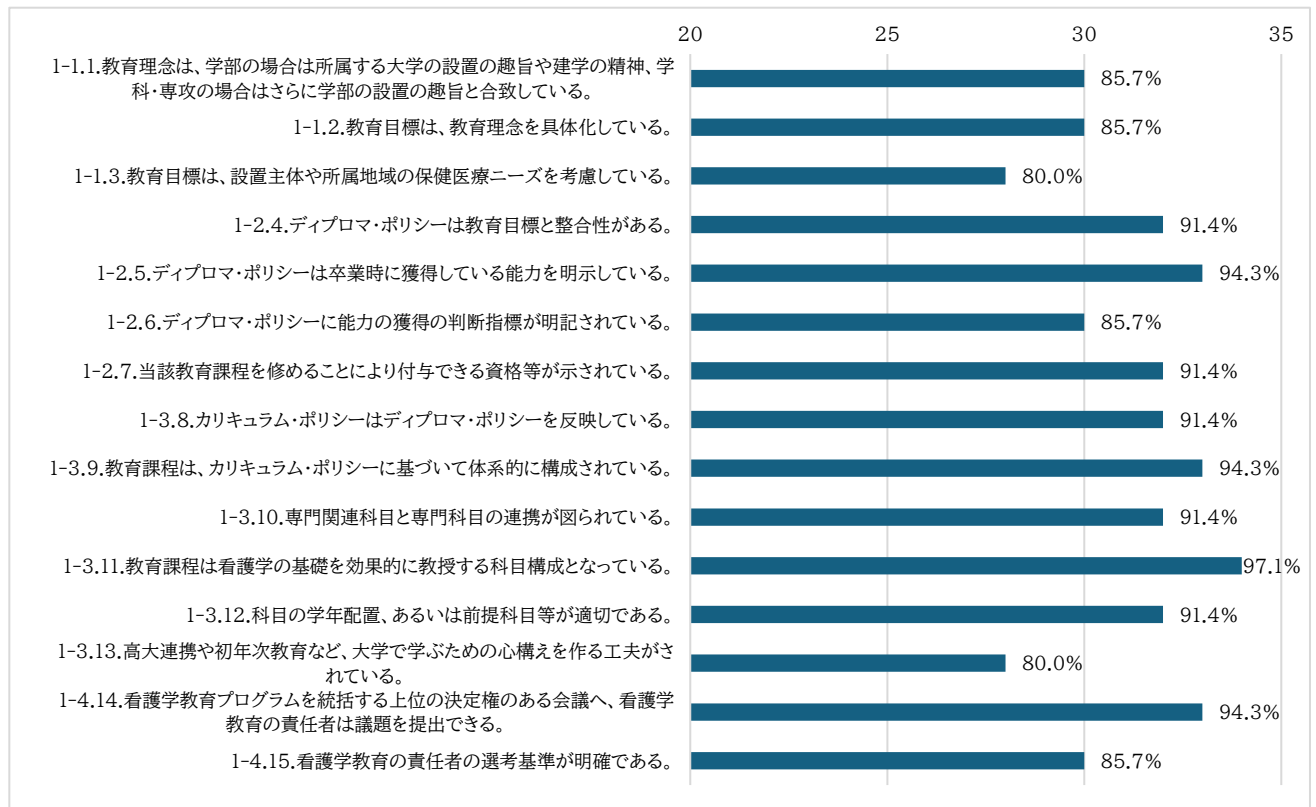
表 2. これまでに受審した認証評価機関（複数回答可）

認証評価機関	回答数（校）
公益財団法人大学基準協会	21
公益財団法人日本高等教育評価機構	7
一般財団法人大学教育質保証・評価センター	7
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	5
その他（助産専門職大学院認証評価）	1

2) 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準 1 の全ての評価の観点について、80%以上が必要と回答した（グラフ 2）。

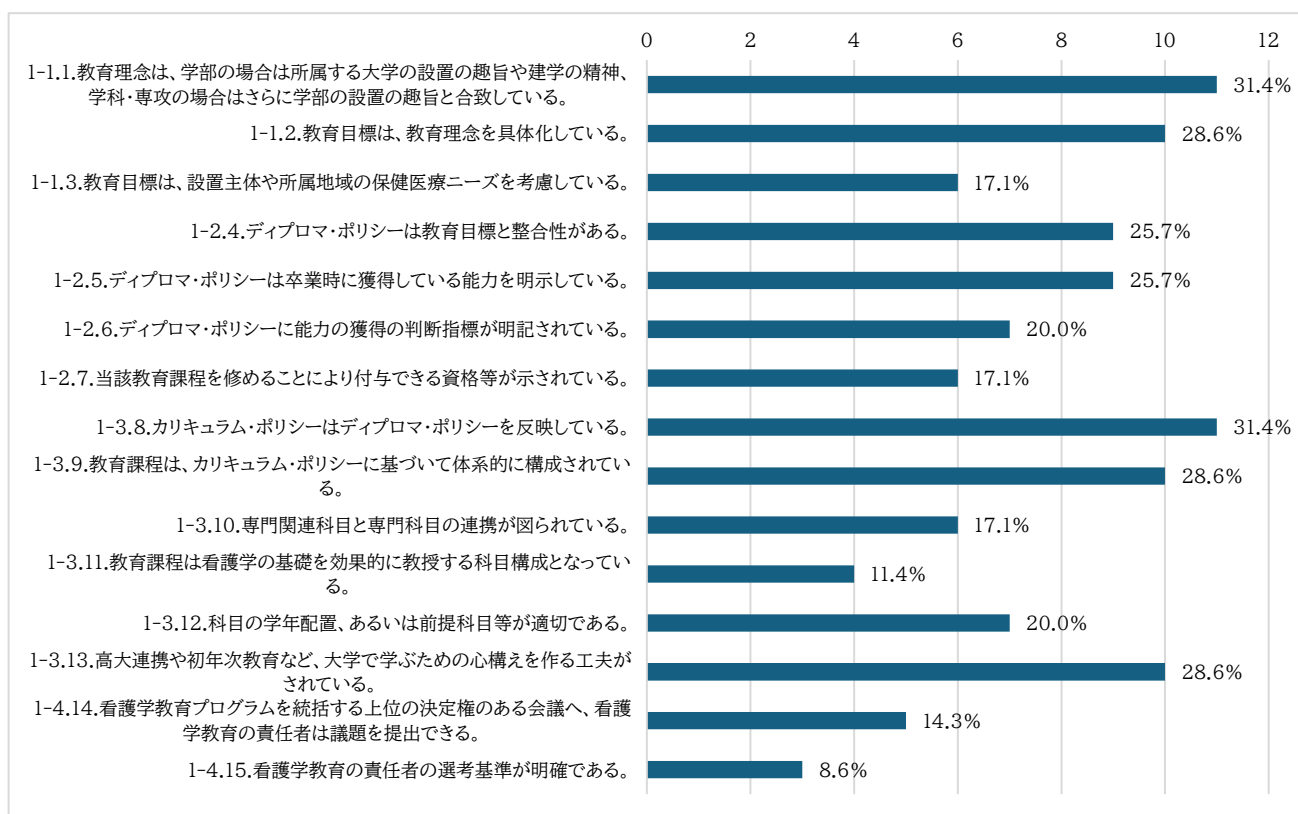
グラフ 2. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの必要性（横軸は回答数；校）



既に受審した認証評価機関の評価項目と重複していると 25%以上が回答した評価の観点は、1-1-1.2.、1-2-4.5.、1-3-8.9.13.の 7 項目であった（グラフ 3）。

グラフ 3. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みが「機関別評価と重複する」の回答

(グラフの横軸は回答数；校)



不要の理由は表 3 に示す。1 名が既に受審した認証評価機関の評価項目と重複していると挙げたのは、1-1-1.～3.、1-2-4.～7.、1-3-8.9.13.、1-4-14.であった。

また、それ以外の理由として挙げられた内容を以下に示す。

1-1-3.「教育目標は・・・地域の保健ニーズを考慮している」では、5 名が不要と回答し、その理由として、観点 1.の教育理念において、設置の趣旨や建学の精神が示され、観点 2.で教育理念を具体化した教育目標が示されるため、観点 3.の内容は、観点 1.2.に含まれている、地域の保健ニーズは時代とともに変化すること、受審における作業効率を図ること等が挙げられた。

1-2-6.「ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断基準が明記されている」では、4 名が不要と回答し、その理由として、判断指標をどこまで提示するかが不明瞭である、判断指標を表現するためにディプロマ・ポリシーの表現を複雑にせざるを得なくなる、判断指標はアセスメント・ポリシー等でよい等が挙げられた。

1-3-13.「高大連携や初年度教育・・・工夫がされている」では、4 名が不要と回答し、その理由として、高大連携が教育課程との関係性が不明確である、高等学校でも大学で学ぶ心構えを作る役割を担う必要がある等が挙げられた。

1-4-15.「看護学教育の責任者の選考基準が明確である」では、5 名が不要と回答し、その理由として、選考基準ではなく選考方法が明確であればよい、総合大学では学部単独では検討や変更が難しい、責任者だけの選考規定を作成する必要があるのか疑問である等が挙げられた。

表3. 評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点で、不要の回答数と理由

(回答のない観点は省略する)

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
1-1 看護学学士課程の 教育理念・ 教育目標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。	2	大学機能評価と重複するため、設問を省略する等して作業の効率を図る(ID:33) 第1期の評価で認証を得ているのであれば第2期では担保されていると考えてよい(ID:27)
	2. 教育目標は、教育理念を具体化している。	2	
	3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	5	
1-2 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー	4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。	2	大学機能評価と重複するため、設問を省略する等して作業の効率を図る(ID:33) 第1期の評価で認証を得ているのであれば第2期では担保されていると考えてよい(ID:27)
	5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。	2	
	6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。	4	大学機能評価と重複するため、設問を省略する等して作業の効率を図る(ID:33) 判断指標をどこまで提示するのか不明瞭である(ID:15) 判断指標を表現するためにディプロマ・ポリシーの表現を複雑にせざるを得ないような誤解を生じさせる(ID:30) ディプロマ・ポリシーに卒業時の獲得能力を明示していれば、判断指標はアセスメント・ポリシー等で明記されていればよい(ID:32)
	7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。	2	
1-3 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み	8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。	1	大学機能評価と重複するため、設問を省略する等して作業の効率を図る(ID:33)
	9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。	1	
	10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。	2	3-1-2.の内容と重複する(ID:16) 連携とは何を意味するのかわかりづらい(ID:19) 大学機能評価と重複するため、作業の効率を図る(ID:33) 高大連携がどのように関係するのかわからない(ID:15) 高等学校でも大学で学ぶための心構えを作る工夫を担ってもらう必要があるため、評価とするのは疑問(ID:34)
	13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。	4	
1-4 意思決定 組織への 参画	14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※)は議題を提出できる。 ※) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。	1	大学機能評価と重複するため、作業の効率を図る(ID:33)
	15. 看護学教育の責任者※)の選考基準が明確である。	5	

			選考基準とは何を求めているか不明、「選考方法が明確である。」でも良いのではないか(ID:11)
			私立大学では学長のガバナンスの重要性が強調されている、総合大学では単独の学部だけで検討や変更が難しい(ID:12)
			看護学科長のみの選考規定を作成する必要があるのか疑問である(ID:31)
			第1期の評価で認証を得ているのであれば第2期では担保されていると考えてよい(ID:27)

表4の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

看護学教育評価ハンドブックの評価基準の欄外の*注の内容として、教育理念、教育目標の説明と同じように、教育目的の説明を追記してほしい、1-3-12.を1-3-11.に含める、1-3-13.「高大連携や初年度教育・・・工夫がされている」は高大連携と初年次教育を分ける、1-4-14.「看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ・・・提出できる」上位の決定権のある会議が何かがわかるように、教学に関する意思決定機関等大学の組織形態の違いを踏まえた表現にする等が挙げられた。

表4. 評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点に対する修正案

(回答のない観点は省略する)

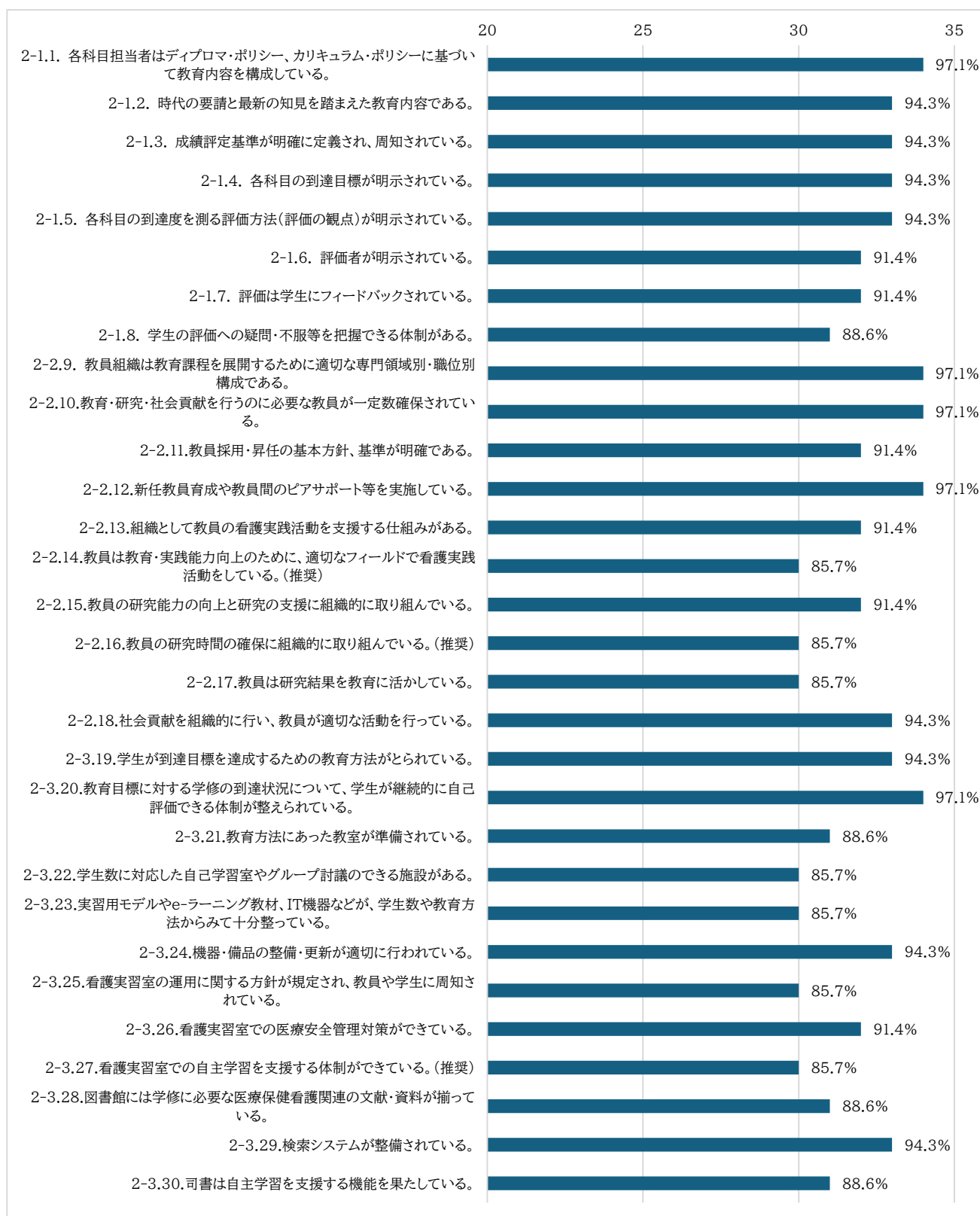
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※看護学教育評価ハンドブックの評価基準1-1の*注について	教育理念は、どういう人材育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、各大学の使命を述べたものです。教育目標は、大学の目的・理念を全うするために、学部・学科または課程ごとに、学士課程でどういう能力を持った人材を育成するかを示したものです。教育理念より具体的な方針として示されます。また、教育目標を具現化するものとしてディプロマ・ポリシーが策定されます。受審校の使命や人材育成の方針について、「教育理念」「教育目標」の用語で明記されていなくても、それぞれ上記に該当する内容を「教育理念」「教育目標」として点検・評価してください。	ハンドブックに記載している教育目標の説明と同じように教育目的の説明を提示する(ID:14)
※全体に対して		全体に、下位項目や具体的な評価指標が分からず判断しにくい(ID:34)
1-1 看護学学士課程の教育理念・教育目標	3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	設置が古い大学は現状にそぐわず回答しにくい(ID:2)
1-3 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み	12.科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。 13.高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。	1-3-11.に含める(ID:20) 「高大連携」と「初年次教育」は別の項目として整理する(ID:9)
1-4 意思決定組織への参画	14.看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※)は議題を提出できる。 ※) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。 15.看護学教育の責任者※)の選考基準が明確である。	上位の決定権のある会議という表現を、 <u>教学に関する意思決定機関</u> 等大学の組織形態の違いを踏まえた表現とする方が適切(ID:9) 上位の決定権のある会議がイメージできない(ID:15) 選考基準がなにを指すのか分かりにくい(ID:6)

追加する必要がある観点としては、「教育課程の枠組みと教学マネジメント・内部質保証の方針とが接続している」が挙げられた。

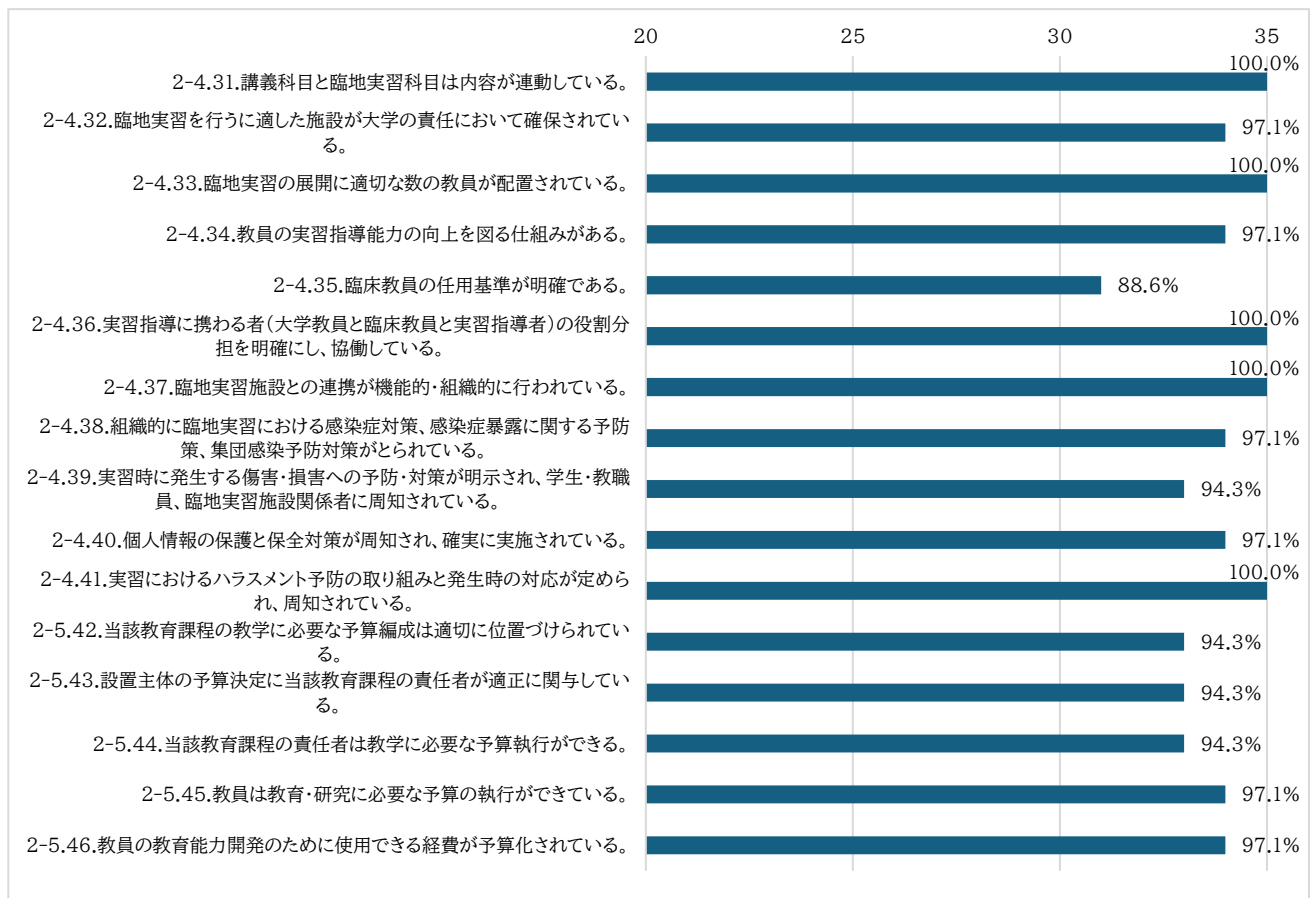
3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準2の全ての評価の観点について、85%以上が必要と回答した（グラフ4）

グラフ4. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動の必要性（横軸は回答数；校）



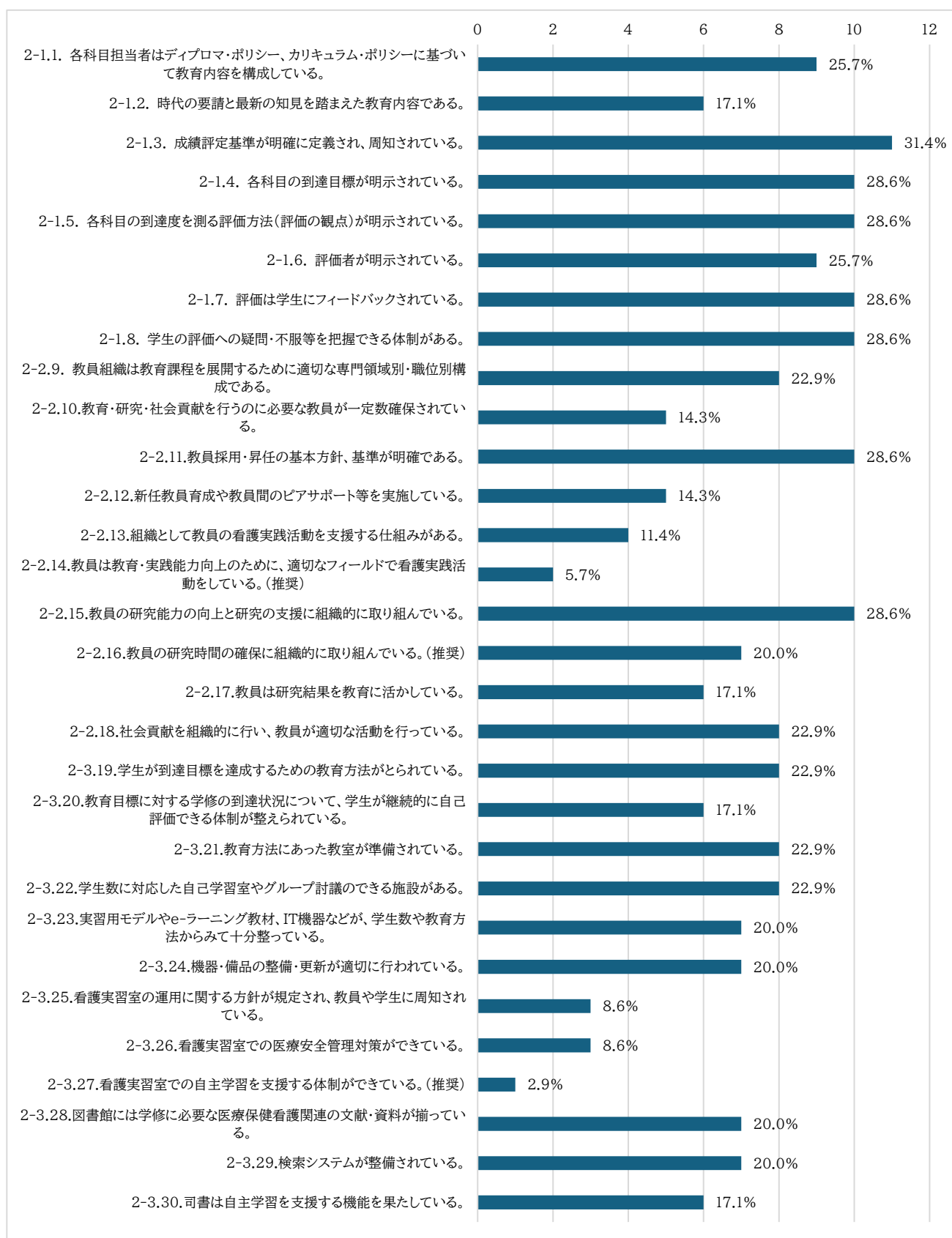
(続き) グラフ 4. 評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動の必要性 (横軸は回答数; 校)



既に受審した認証評価機関の評価項目と重複していると 25%以上が回答した評価の観点、評価項目 2-1 では観点 2.以外の 2-1-1.3.4.5.6.7.8.、その他では 2-2-11.15.で計 9 項目であった (グラフ 5)。

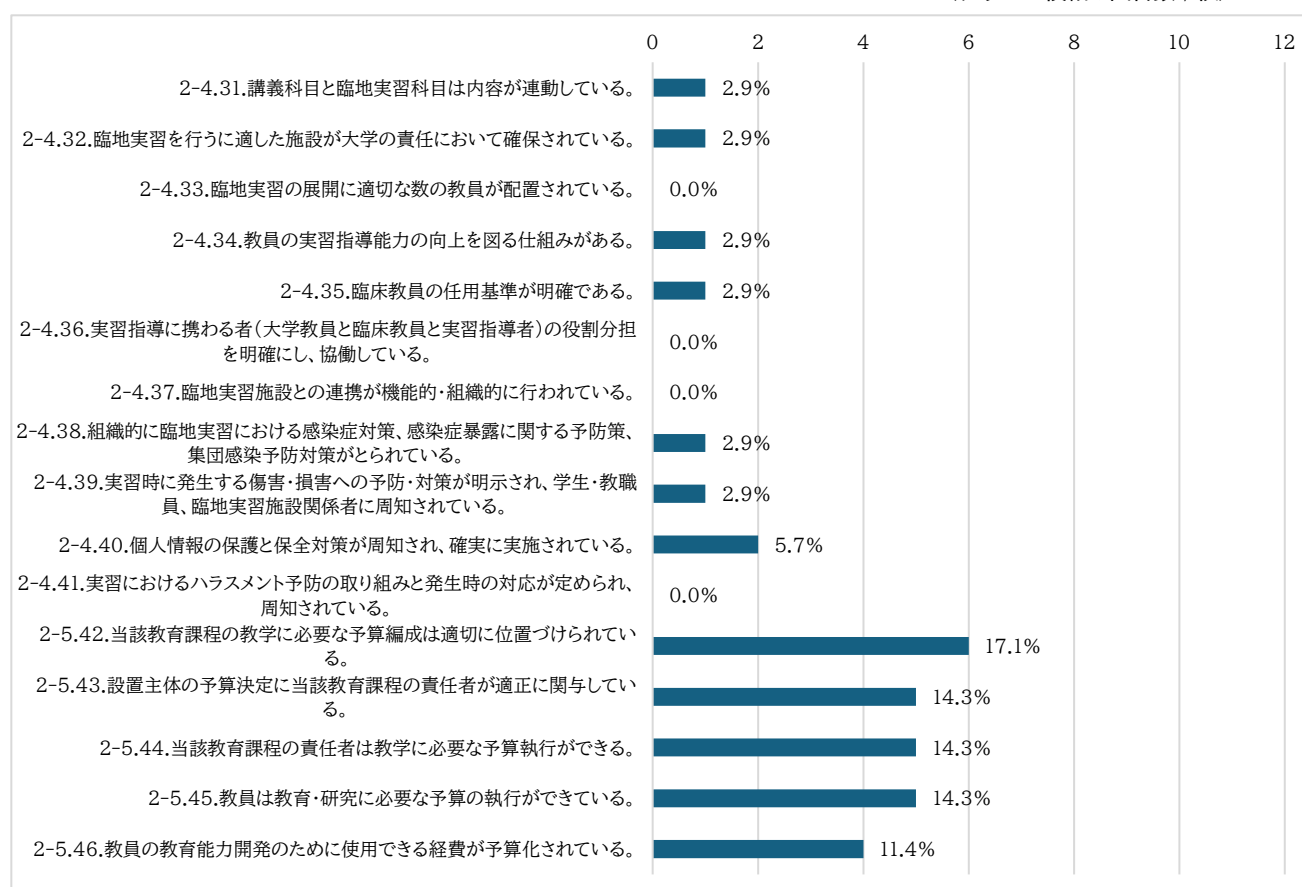
グラフ5. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動が「機関別評価と重複する」の回答

(グラフの横軸は回答数；校)



(続き) グラフ 5. **評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動**が「機関別評価と重複する」の回答

(グラフの横軸は回答数；校)



不要の理由は表 5 に示す。2 名が設置認可や既に受審した認証評価機関で認証されていることを理由に挙げた項目は、2-3-21.～26.29.30.であった。2-3-22.23.25.27.は不要の回答が 4 名以上であった。

図書館（文献資料、検索システム、司書）に関する 2-3-28.～30.については、看護学に特化した図書館がない、司書の外部委託等を理由に複数名が不要としていた。

2-4-35.「臨床教員の任用基準が明確である」では、4 名が不要と回答し、その理由として、大学によって基準が異なる、設置主体や附属病院の有無により位置づけや活用実態に差があるが挙げられた。

表 5. **評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動**の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
2-1 教育内容と目標・評価方法	2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。	2	抽象的かつ教育内容は各科目にちりばめられているため答えにくい(ID:26) 他の観点到に包含されており、独立した評価項目として設定する必要性は低い(ID:9)
	6. 評価者が明示されている。	1	
	8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。	1	
2-2 教員組織と教員	13.組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。	2	2-2.14.と内容が重複する(ID:9,19)
			設置主体により支援が困難な場合もある(ID:26)

の能力の確保	14.教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNSとして現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）	3	制約が大きく、大学の努力では実現しにくい(ID:2,5)
	16.教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）	3	推奨項目は不要 (ID:28)
	17.教員は研究結果を教育に活かしている。	2	現状では難しい(ID:7)
			研究目的が必ずしも教育に直結するものではない(ID:14)
2-3 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫	21.教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。	3	何をもちて活かしているかが不明確である(ID:26)
	22.学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。	4	設置認可や機関別評価で認証されている(ID:26,27)
	23.実習用モデルやe-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	4	
	24.機器・備品の整備・更新が適切に行われている。	1	設置認可や機関別評価で認証されている(ID:27)
	25.看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。	4	設置認可や機関別評価で認証されている(ID:26,27)
	26.看護実習室での医療安全管理対策ができてい	2	他の観点に包含されており、独立した評価項目として設定する必要性は低い(ID:9,33)
	る。		設置認可や機関別評価で認証されている(ID:27)
	27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができてい	5	他の観点に包含されており、独立した評価項目として設定する必要性は低い(ID:9)
	る。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。（推奨）》		設置認可や機関別評価で認証されている(ID:27)
	28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	3	現状では難しい(ID:7,19)
	29.検索システムが整備されている。	1	推奨項目は不要(ID:28)
	30.司書は自主学習を支援する機能を果たしてい	3	看護学に特化した図書館がない場合に回答しにくい(ID:7)
2-4 臨地実習	34.教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。	1	設置認可や機関別評価で認証されている(ID:27)
	35.臨床教員※) の任用基準が明確である。 ※) 臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。	4	図書室司書業務は外部委託である(ID:7)
	39.実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。	1	自主学習支援は司書だけがしているわけではない(ID:26)
			他の観点に包含されており、独立した評価項目として設定する必要性は低い(ID:9)
2-5 教育課程展開に必要な経費	42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。	1	該当する人材がいない、大学によって基準が異なるため、認証評価基準として妥当ではない(ID:19)
	43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。	1	設置主体や附属病院の有無により位置づけや活用実態に差がある(ID:26)
	44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。	1	

表6の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

2-2-10.「教育・研究・社会貢献を行うのに・・・《看護教員一人当たり・・・参照基準（JANPUの直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしている・・・》」では、3名より実態としては難しい、わかりにくい、曖昧であるとの意見として挙げられ、修正案として、必要な教員数は大学で設定している人員に欠員が生じていない、看護学教育を行う上で必要な教員数が確保されており、その水準については参照基準を踏まえて検証されている等が挙げられた。

2-3-27.「看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。（推奨）》」では、3名より人的配置の量ではなく自主学習を支える体制や工夫等実質的な機能に着目した評価とする等が挙げられた。

表6. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動の観点に対する修正案（回答のない観点は省略する）

評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		表現が抽象的な観点や運用レベルまで踏み込んだ項目も含まれている。評価の観点や水準がより明確になるよう、一部表現の整理・簡素化が望まれる。(ID:9)
2-1 教育内容 と目標・評価方法	6. 評価者が明示されている。	誰に対して明示されているのかが不明、明示の方法・水準が曖昧である⇒評価者が、学生に対してシラバス等を通じて明示されている。(ID:9)
	8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。	「把握」と「対応」の関係が不明確、体制の具体像が読み取れない⇒学生の成績評価等に関する疑問・不服について、相談・確認・対応が可能な体制が整えられている。(ID:9,30)
2-2 教員組織 と教員の 能力の確保	10.教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPUの直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》	大学側で設定している人員に欠員が生じていない。 JANPUの実態調査のデータと比較をして、それを上回る努力ということが難しい(ID:25) 評価基準の示し方がわかりにくい。(ID:16)
	13.組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。	「努力」という表現が評価基準として曖昧、数値基準と努力目標が混在している⇒看護学教育を行う上で必要な教員数が確保されており、その水準については参照基準を踏まえて検証されている等。(ID:9)
	14.教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNSとして現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）	求められているレベルがわかりにくい(ID:30) 2-2.14と合わせて推奨項目にする(ID:26)
	20.教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。	学士課程における教員の多様な役割を十分反映していない⇒教育内容との関連において、必要に応じて教員が看護実践活動に関与している。（推奨）(ID:9) ()内のコンサルテーションをやっている⇒コンサルテーションを行っているに修正(ID:25)
2-3 教育方法： 学生が主体的に学ぶための種々の工夫	23.実習用モデルやe-ラーニング教材、IT機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	自己評価の方法（アンケート、ポートフォリオ等）が不明、全学的アセスメントとの関係が見えにくい⇒全学的なアセスメントの枠組みの下で、学生が学修成果について継続的に自己評価できる体制が整えられている。(ID:9)
	27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。（推奨）》	2-3.24と1つにまとめてはどうか(ID:26)
		（推奨）の文言を削除し、「看護実習室で自主学習できる体制がある」に修正し、《 》内の週4日以上配置を削除する。 「学生が自主学習できる体制になっているかどうか」が点検の視点となっている(ID:25) 配置日数が過度に具体的、大学規模差・設置形態差を考慮していない⇒看護実習室において、学生の自主学習を支援する体制が整えられている。《 》の内容を削除する(ID:9)

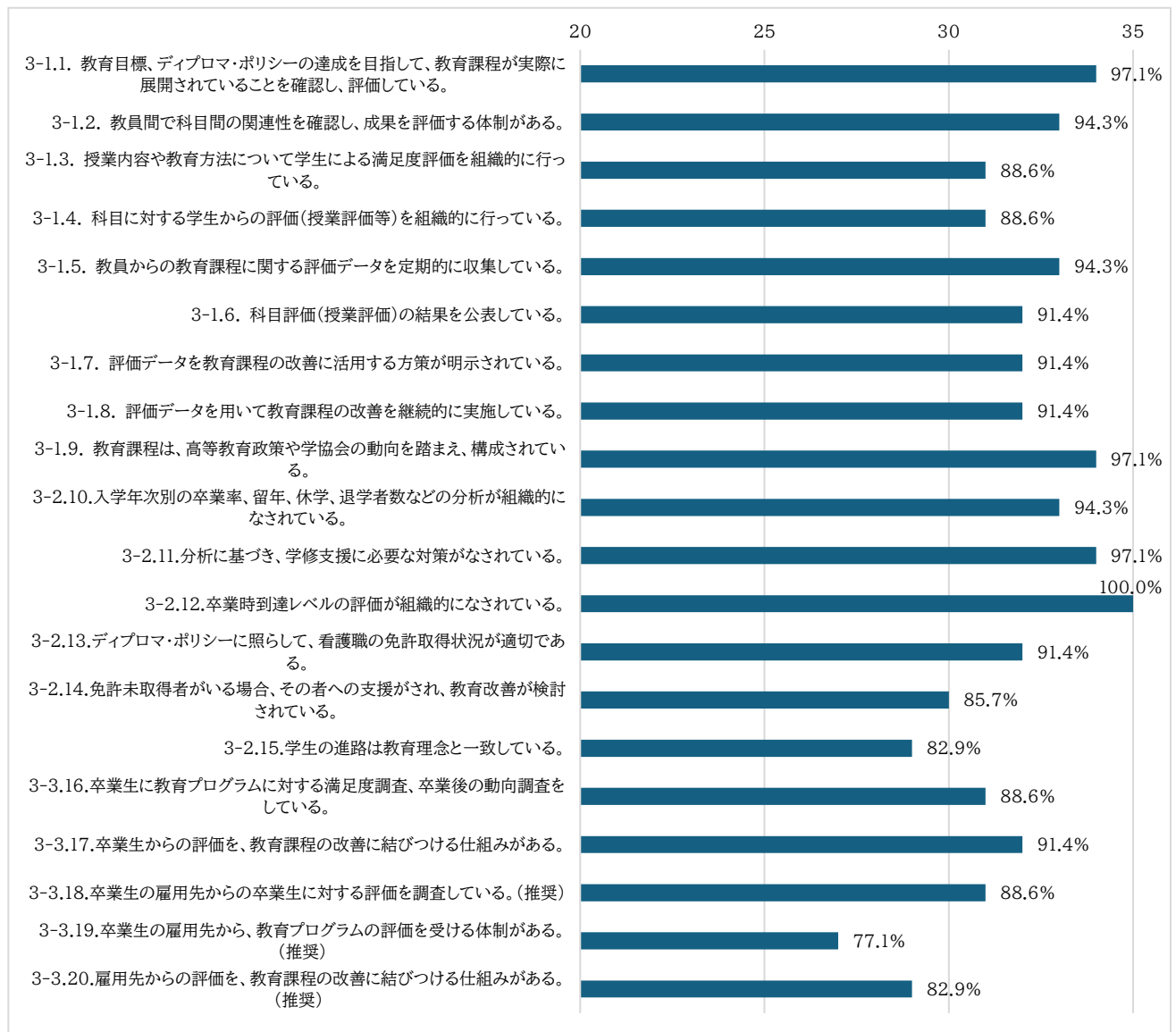
		人的配置の量ではなく、自主学習を支える体制や工夫等、実質的な機能に着目した評価が望ましい 現行の看護教育の実態とかけ離れており、自己点検・評価を形式化させ改善につながりにくくなる(ID;33)
	28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	図書は削減し電子化しているため、現状に合わなくなっている(ID;6)
2-4 臨地実習	35.臨床教員※)の任用基準が明確である。 ※)臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。	演習や講義を依頼する対象者は該当するのか不明確(ID;30)
	40.個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。	臨地実習以外の学生の個人情報保護についてはどこで評価されるのか不明(ID;30)
	41.実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。	実習も教育課程に含まれるので実習に限定する場合には不要(ID;28,8)
2-5 教育課程展開に必要な経費	43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。	「適正」がわかりにくい(ID;25)
	44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。	配分された予算に応じるだけであり、予算執行はできない(ID;19)
	45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができています。	

追加する必要がある観点についての回答はなかった。

4) 評価基準3. 教育課程の評価と改革についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点

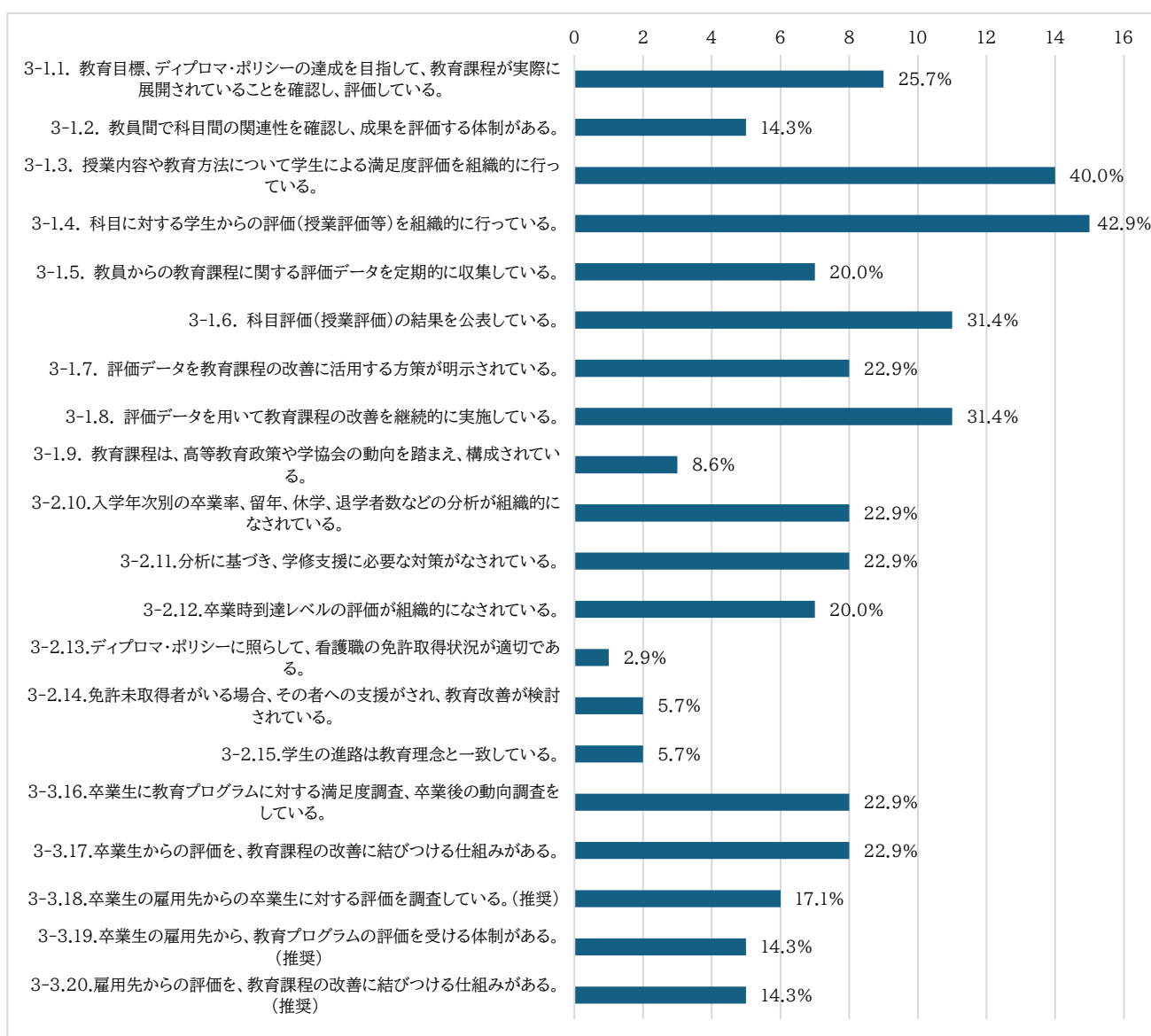
評価基準3は、3-3-19.「卒業生の雇用先から・・・体制がある（推奨）」以外の観点について、80%以上が必要と回答した（グラフ6）。

グラフ6. 評価基準3. 教育課程の評価と改革の必要性（横軸は回答数；校）



既に受審した認証評価機関の評価項目と重複していると 25%以上が回答した評価の観点は、3-1-1.3.4.6.8. の5項目であった（グラフ7）。

グラフ7. 評価基準3. 教育課程の評価と改革が「機関別評価と重複する」の回答（グラフの横軸は回答数：校）



不要の理由は表7に示す。

3-2-14.「免許未取得者がいる場合、・・・検討されている」では、5名が不要と回答し、その理由として、資格取得は看護学教育の評価指標の一つに過ぎない、免許取得状況が評価指標に組み込まれることで国家試験を強要する方向性や資格取得に過度な焦点を当てた教育への誘導が懸念される等が挙げられた。

3-2-15.「学生の進路は教育理念と一致している」では、5名が不要と回答し、その理由として、学生の大半は職種が決まっている、観点14で上げた理由と同じで、免許取得状況が評価指標に組み込まれることで国家試験を強要する方向性や資格取得に過度な焦点を当てた教育への誘導が懸念される等が挙げられた。

3-3-19.「卒業生の雇用先から・・・体制がある(推奨)」では、7名が不要と回答し、その理由として、個人情報保護法により卒業生の卒後の情報が得られにくくなっている、実習施設でない限りは雇用先が教育プログラムを評価するのは困難であるが挙げられた。

3-3-20.「雇用先からの評価を・・・仕組みがある(推奨)」では、5名が不要と回答し、その理由として、個人情報保護法により卒業生の卒後の情報が得られにくくなっている、実習施設でない限りは雇用先が教育プログラムを評価するのは困難である等が挙げられた。

表 7. 評価基準 3. 教育課程の評価と改革の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
※全体に対して			認証評価の内容と重複する項目は不要(ID:27)
3-1 科目評価・ 教育課程評価 と改善	2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。	1	評価が難しい(ID:26)
	5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。	1	評価データがどのようなものかわかりにくい(ID:15)
	7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。	1	
	8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。	1	
3-2 卒業状況からの評価と改善	13.ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。	2	資格取得は看護学教育の評価指標の一つに過ぎない(ID:2)
			免許取得状況が評価指標に組み込まれることで国家試験を強要する方向性や国家試験取得に過度な焦点を当てた教育への誘導を懸念する。(ID:34)
	14.免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	5	資格取得は看護学教育の評価指標の一つに過ぎない(ID:2)
			免許取得状況が評価指標に組み込まれることで国家試験を強要する方向性や国家試験取得に過度な焦点を当てた教育への誘導を懸念する。(ID:34)
3-3 雇用者・卒業生からの評価と改善	15.学生の進路は教育理念と一致している。	5	卒業した者に対して特段の支援は組織としては対応外である(ID:7,33)
			学生の大半は職種が決まっている(ID:12,30,7)
			免許取得状況が評価指標に組み込まれることで国家試験を強要する方向性や国家試験取得に過度な焦点を当てた教育への誘導を懸念する。(ID:34)
			どのように評価するのか難しい(ID:29)
	16.卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。	1	
	17.卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。	1	
	18.卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)	3	雇用先が複数ある(ID:5,33)
	19.卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨)	7	実習施設でない限りは雇用先が教育プログラムを評価するのは困難(ID:16,26)
			個人情報保護法により卒業生の卒後の情報が得られにくくなっている。(ID:28)
	20.雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)	5	雇用先が複数ある(ID:5,33)
			実習施設でない限りは雇用先が教育プログラムを評価するのは困難(ID:16,26)
			個人情報保護法により卒業生の卒後の情報が得られにくくなっている。(ID:28)

表 8 の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

3-2-3.「ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である」では、4 名が「ディプロマ・ポリシーに照らして・・・」の表現がわかりにくい、を挙げており、教育理念や教育目的と照らして評価する方がわかりやすいと述べていた。

3-2-15.「学生の進路は教育理念と一致している」では、3 名が表現のわかりにくさと判断基準の曖昧さを挙げており、学生の進路状況について教育理念・教育目標との関係性を踏まえた分析が行われているとする案が挙げられた。

表 8. 評価基準 3. 教育課程の評価と改革の観点に対する修正案（回答のない観点は省略する）

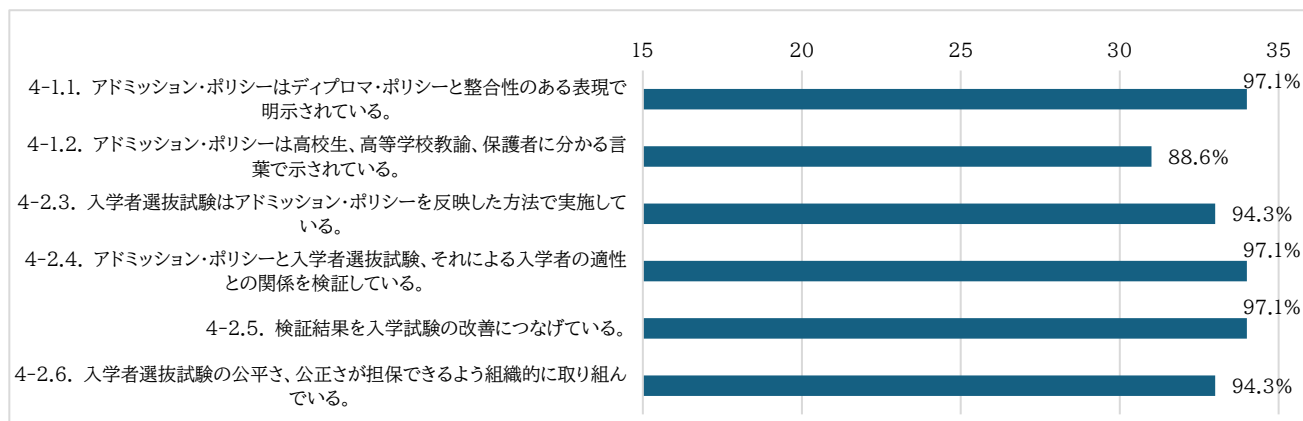
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		全学的な内部質保証・教学マネジメントの枠組みと重なる部分が多く、看護職養成の成果に直結する項目を中心に整理するのが望ましい(ID;9)
3-1 科目評価・教育課程評価と改善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。	ディプロマ・ポリシーと一貫性があるカリキュラム・ポリシーで展開されていることを観点とした方がシンプルであるため、ディプロマ・ポリシーと一貫性があるカリキュラム・ポリシーが示され教育課程が展開されている (ID;14) 「確認」と「評価」が抽象的である⇒教育課程が教育目標およびディプロマ・ポリシーに沿って実施されているかを、組織的に点検・評価している。(ID;9)
	2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。	「成果」とは何を指すのか(ID;27)
3-2 卒業状況からの評価と改善	9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※)を踏まえ、構成されている。 ※) 看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等	評価基準1に入る項目ではないか(ID;26) 範囲が広すぎるため、高等教育政策や看護学教育に関連する学協会等の動向を踏まえ、教育課程を構成している。(ID;9)
	12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。	組織的に学生の卒業時到達レベルを評価している 評価基準2の2・3.19.20 と混同しやすい(ID;14)
	13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。	ディプロマ・ポリシーと免許取得を直接的に評価するより、教育理念や教育目的と照らした方がわかりやすいため、教育理念や教育目的と照らして、看護職の免許取得状況が適切である(ID;14)
	14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	ディプロマ・ポリシーに照らしてという意味がわかりにくい(ID;16,26,27) 免許未取得者とは卒業生だが国家試験不合格者という意味か、表現が分かりにくい(ID;5)
	15. 学生の進路は教育理念と一致している。	表現が分かりにくい・評価するのが難しい(ID;16,27) 判断基準が曖昧であるため、学生の進路状況について、教育理念・教育目標との関係性を踏まえた分析が行われている。(ID;9)
3-3 雇用者・卒業生からの評価と改善	17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。	仕組みと体制の違いがわからない(ID;19)
	18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)	大学によって状況は異なる(ID;6)
	19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨)	仕組みと体制の違いがわからない(ID;19)
	20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)	仕組みと体制の違いがわからない(ID;19)

追加する必要がある観点としては、「教育課程の評価結果および改善内容について、教職員および学生に共有するとともに必要に応じて学外にも公表している」が挙げられた。

5) 評価基準4. 入学者選抜についての必要性、重複、不要の理由、修正案および追加する観点

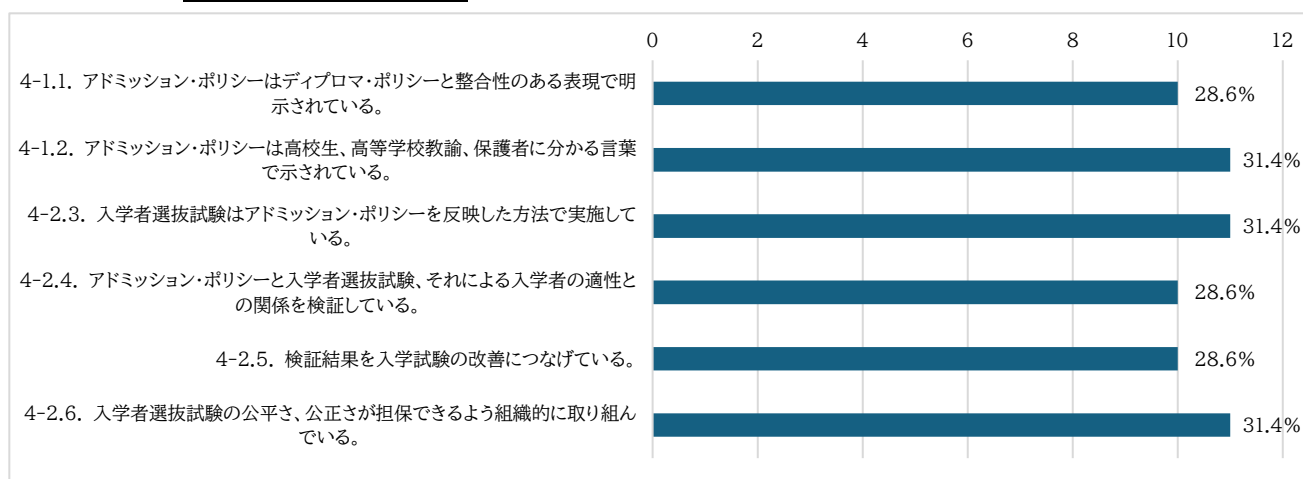
評価基準4の全ての評価の観点について、85%以上が必要と回答した（グラフ8）。

グラフ8. 評価基準4. 入学者選抜の必要性（横軸は回答数；校）



一方、6 観点全てに対して、既に受審した認証評価機関の評価項目と重複していると 25%以上が回答した（グラフ9）。

グラフ9. 評価基準4. 入学者選抜が「機関別評価と重複する」の回答（グラフの横軸は回答数；校）



不要の理由は表9、修正案は表10に示す。

表9. 評価基準4. 入学者選抜の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
4-1 看護学学士課程の アドミッション・ポ リシー	2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。	2	大学組織としての活動であり、分野別としての評価ではない(ID:33)
			高校生等に分かりやすい言葉で示される点が評価されると大学のAPの表現がコントロールされる可能性が危惧される。(ID:34)
4-2 看護学学士課程の入 学試験とその改善	6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。	1	大学組織としての活動であり、分野別としての評価ではない(ID:33)

表 10. 評価基準 4. 入学者選抜の観点に対する修正案（回答のない観点は省略する）

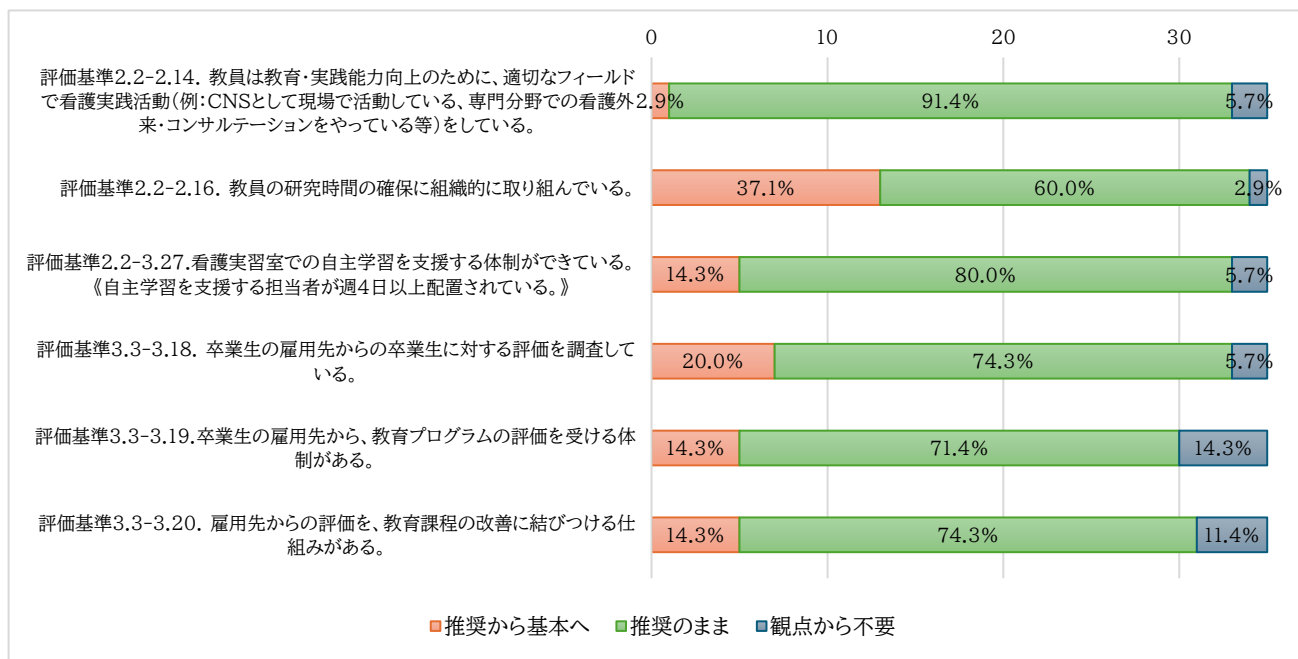
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
4-1 看護学学士課程のアドミ ッション・ポリシー	2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保 護者に分かる言葉で示されている。	対象者が限定されている表記だが よいのか(ID;30)
4-2 看護学学士課程の入学試 験とその改善	4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによ る入学者の適性との関係を検証している。	入学者選抜に関する検証・改善につ いては観点 3 の中で一体的に整理 してもよい(ID;9)
	5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。	

追加する必要がある観点についての回答はなかったが、状況が大きく変化していることから、評価基準 4 は第 1 期で認証されていても第 2 期でも引き続き重要な評価項目になるとの意見が挙げられた。

6) 推奨する6項目の観点について

推奨する6項目の観点で、**推奨から基本の観点に変更する**では、2-2-16.「教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる」が37.1%で最も高かった。**推奨のままとする**では2-2-14.「教員は教育・実践能力向上のために・・・をしている」が91.4%で最も高かった（グラフ10）。

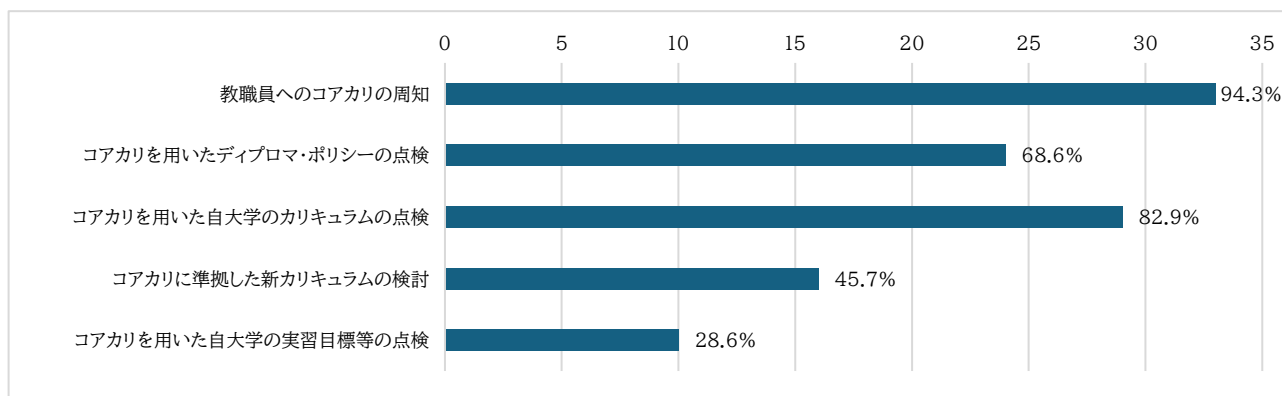
グラフ10. 推奨する6項目の観点について



7)「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み

コアカリを用いた取り組みは、**教職員へのコアカリの周知**が94.3%で最も高く、次いで**カリキュラムの点検**(82.9%)および**ディプロマ・ポリシーの点検**(68.6%)であった。新カリキュラムの検討は45.7%で半数に及ばなかった。さらに、実習目標等の点検は30%未満であった。特に取り組んでいないのは1校のみで、現在どのような方向性で取り組むか検討中であった（グラフ11）。

グラフ11.「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」へ取り組み（複数回答可）



8) 分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善

35校（名）の記述データを1つの意味のまとまりごとに区切り、同じ意味内容のデータを集め、カテゴリー化した。（図1-＊緑色のカテゴリーは看護学教育における変化・改善、オレンジ色のカテゴリーは組織運営における変化・改善を示す。）

看護学教育における変化・改善で最も多く挙げられたのは、具体的な取り組みとしての**F.教育改善への取り組み**（29名）であり、教育の内容、教育方法、評価方法から教育制度等多様で具体的な改善の取り組みが挙げられた。加えて、具体的な取り組みとしては、**G.学生の確保・入試方法の改善**（3名）や**H.業務の効率化**（1名）も挙げられた。

これらの具体的な取り組みを実現するための基盤としては、**A.評価内容の理解**（9名）、**B.自学の強みと課題への気づき**（13名）、**C.教員全体での評価の共有化**（10名）があり、これらが、**D.質保証・教育改善へのモチベーションの向上**（7名）と**E.教員の役割・責任の意識化**（3名）をつくりだし、具体的な教育改善への取り組み等につながり、**I.継続的な評価をする組織体制づくり**（8名）をもたらししていた。

組織運営における変化・改善で最も多く挙げられたのは、具体的な取り組みとしての**f.改善・改革の推進**（18名）であり、大学・組織の制度改善や運営に関する具体的な取り組みが挙げられた。

これらの具体的な改善・改革を推進するための基盤として、事務局や学科間および上層部を含む**a.全学での情報の共有化**（7名）による**b.看護学部/学科への理解の深まり**（4名）があり、**c.改善の相談・改善への協力**（6名）、**d.全学で取り組む改善への意識化**（9名）、**e.リーダーシップをとる教員の増加**（1名）をもたらししていた。その結果、**g.内部質保証を定着化する組織体制**（10名）がつくられていた。

以上より、分野別評価受審をとおして、各大学が看護学教育の質保証に向けてPDCAサイクルを回す状況をつくりだしていることが見えてきたと言える。

しかし、少数意見ではあるが、残された課題として、教学マネジメントの整備、将来構想委員会等の設置、研究費の配分や常勤教員の確保等が挙げられた。

受審校35校回答

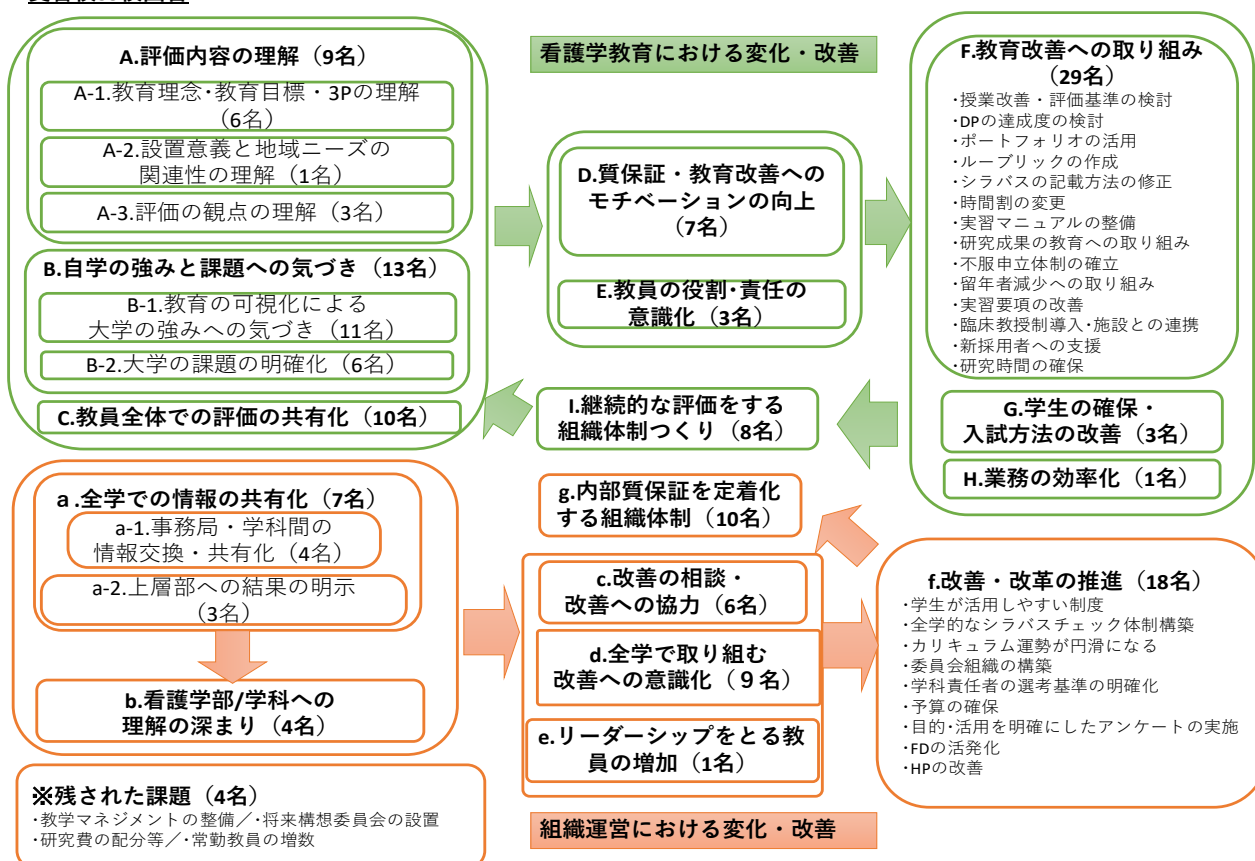


図1. 分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善

2. 評価員

1) 回収率と評価員の特性

分野別評価を担当した評価員 95 名中 49 名より回答を得た（回収率 51.6%）。回答した評価員の担当年度について表 11 に示す。

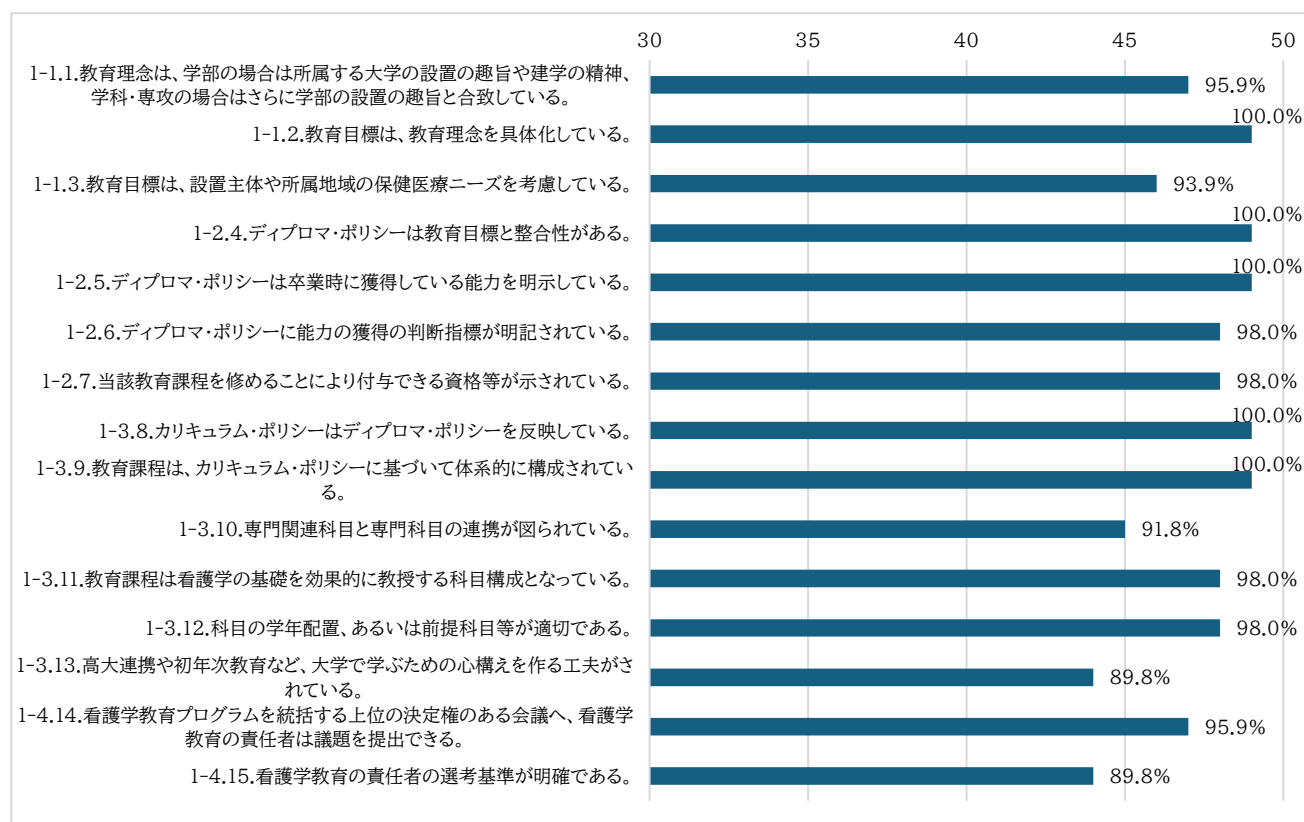
表 11. 評価員担当年度（複数回答可）

担当年度	回答数（名）
2020 年度	2
2021 年度	6
2022 年度	7
2023 年度	5
2024 年度	19
2025 年度	14

2) 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準 1 の全ての評価の観点について、85%以上が必要と回答した（グラフ 12）。

グラフ 12. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの必要性（横軸は回答数；名）



不要の理由は表 12 に示す。

1-3-10.「専門関連科目と専門科目の連携が図られている」では、4 名が不要と回答し、その理由として、評価の観点 9 で包含され評価できる、評価項目としなくても確実に実施されている等が挙げられた。

1-3-13.「高大連携や初年度教育・・・工夫がされている」では、5 名が不要と回答し、その理由として、高大連携は地域差が大きい、基準 2 の内容に該当し、基準 1 に合致していない等が挙げられた。

1-4-15.「看護学教育の責任者の選考基準が明確である」では、5 名が不要と回答し、その理由として、大学により経営・運営体制が異なるが挙げられた。

表 12. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点で、不要の回答数と理由

(回答のない観点は省略する)

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
1-1 看護学学士課程 の教育理念・教育 目標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。	2	総合大学では指摘されても必ずしも修正ができるわけではない(ID:20) 大学機能評価で確認できていればよい(ID:46)
	3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	3	私立では設置主体が地域との結びつきを志向しているとは限らない(ID:1) その地域だけに主眼を置くことには限界がある(ID:46)
1-2 看護学士課程の ディプロマ・ポ リシー	6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。	1	判断指標は設定が難しく、実際に活用しにくい(ID:27)
	7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。	1	分野別評価の基準にそぐわない観点である(ID:9)
1-3 看護学士課程の カリキュラム・ ポリシーと教育 課程の枠組み	10.専門関連科目と専門科目の連携が図られている。	4	1-3.9.で包含され、評価できる(ID:8,30) 評価項目としなくても確実に実施されていることである(ID:7) 意味する範囲が不明確である。「教養科目」もあればまだ理解できる。(ID:9)
	11.教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。	1	評価項目としなくても確実に実施されていることである(ID:7)
	12.科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。	1	1-3.11.に包含される(ID:8)
	13.高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。	5	高大連携は地域差が大きい(ID:4) 評価項目としなくても確実に実施されていることである(ID:7) 基準 2 の内容に該当し、基準 1 には合致していない(ID:22) 分野別評価としての意義がわからない(ID:46)
1-4 意思決定組織へ の参画	14.看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※)は議題を提出できる。 ※) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。	2	大学により多様な経営・運営体制が存在するため、評価の観点を焦点化した方がよい(ID:8) 議題提示できない組織があることを前提とした観点であり不適切である(ID:46)
	15.看護学教育の責任者※)の選考基準が明確である。	5	大学により経営・運営体制が異なる(ID:4,8,26,43,46)

表 13 の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

全体的に機関別評価項目と重複している内容の観点は基準を緩やかにしてはどうか、1-1-1.～1-3.9.は個別・独立的に一つ一つ評価する方法では教育の全体像や実質を十分に反映しにくい側面もあるため、過度に細分化

せず包括的・統合的に捉える評価の枠組みを設けてはどうか、1-4-14.15.は大学により多様な経営・運営体制が存在するため評価の観点を焦点化した方がよい等が挙げられた。

1-4-15.「看護学教育の責任者の選考基準が明確である」では、何を審査したいのかがわかりにくい、評価の必要性について事前に説明会等で丁寧に説明したほうがよいが挙げられた。

表 13. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点に対する修正案

(回答のない観点は省略する)

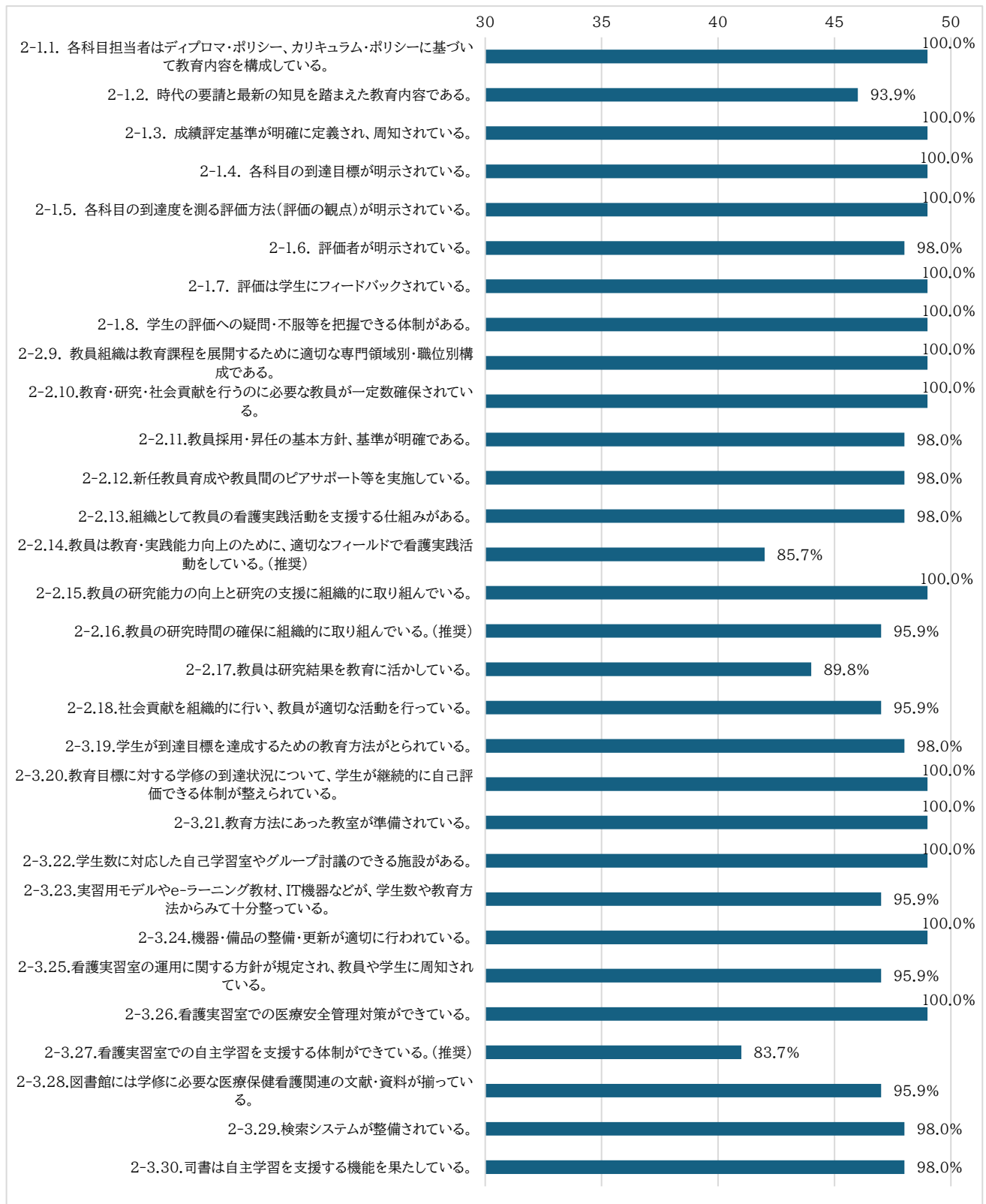
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		全体的に、機関別評価項目と重複している内容は基準を緩やかにする(ID:20)
1-1 看護学学士課程の 教育理念・教育目 標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。 2. 教育目標は、教育理念を具体化している。 3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	1-1.1.～1-3.9.は、項目を個別・独立的に一つ一つ評価する方法では、教育の全体像や実質を十分に反映しにくい側面もある。観点を過度に細分化せず、理念から教育課程までのつながりを包括的・統合的に捉える評価の枠組みを設けてはどうか (ID:46)
1-2 看護学学士課程のデ ィプロマ・ポリシ ー	4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。 5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。 6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。	意味が分かりづらいため、説明会等で具体的に示したほうがよい (ID:3)
	7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。	1-1-1.～1-3-9.は、項目を個別・独立的に一つ一つ評価する方法では、教育の全体像や実質を十分に反映しにくい側面もある。観点を過度に細分化せず、理念から教育課程までのつながりを包括的・統合的に捉える評価の枠組みを設けてはどうか (ID:46)
1-3 看護学学士課程のカ リキュラム・ポリ シーと教育課程の 枠組み	8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。 9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。 10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。 12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。	専門関連科目が何を指すのかわかりにくい、専門基礎科目のことであればそのように表現した方がよい (ID:48) 「前提科目」とはなにを指すのか (ID:22)
1-4 意思決定組織への 参画	14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※)は議題を提出できる。 ※) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。 15. 看護学教育の責任者※)の選考基準が明確である。	現在は提出して終わりのような印象を持つため、議題を提出し、検討できる組織体制があるかとする (ID:22) 設問への違和感がある (ID:44) 大学により多様な経営・運営体制が存在するため、評価の観点を焦点化した方がよい (ID:8) 何を審査したいのかがわかりにくい (ID:4) 学内でなぜ観点として必要なのか理解されにくかったため、説明会等で丁寧に説明したほうがよい (ID:3)

追加する必要がある観点についての回答はなかった。

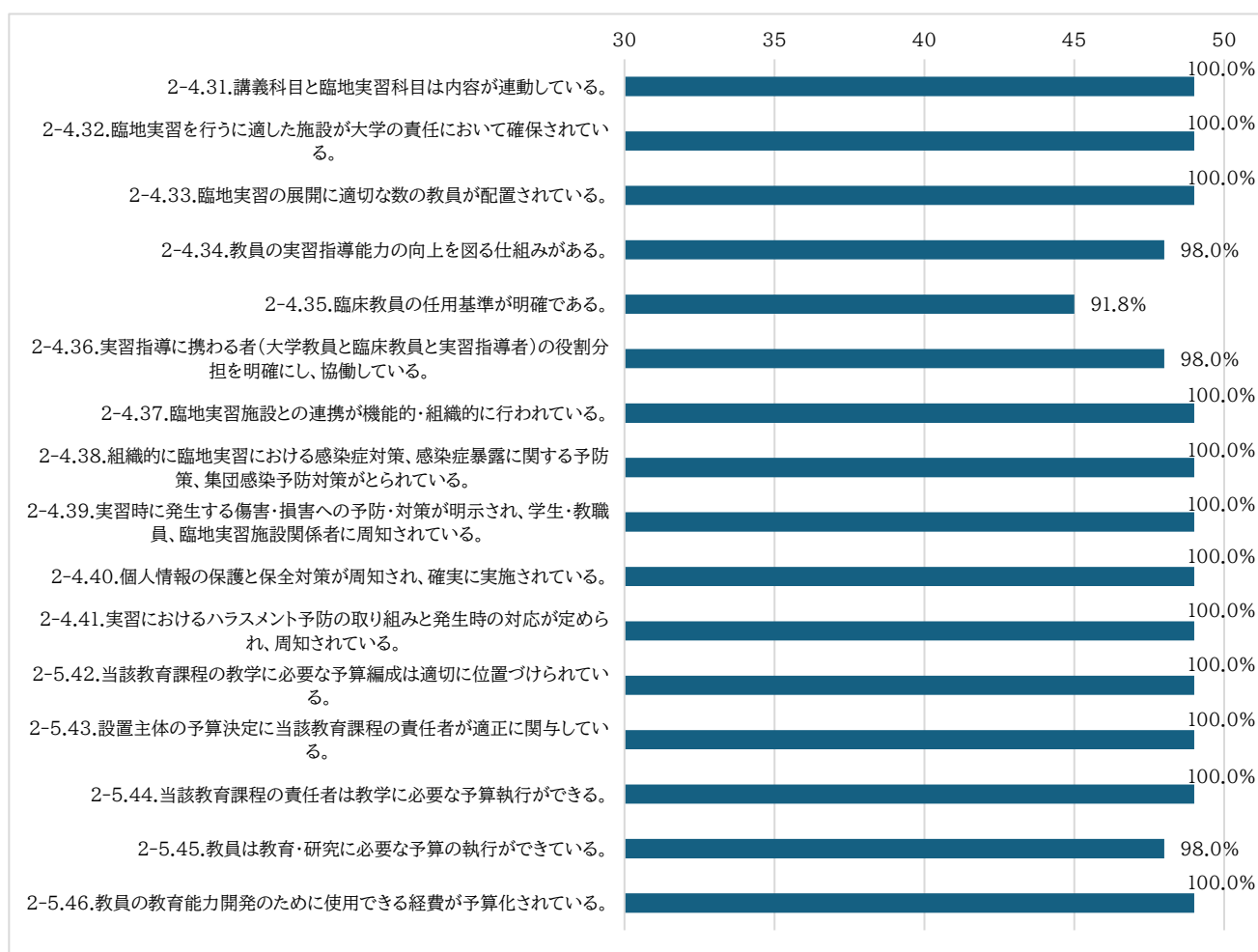
3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準2の全ての評価の観点について、80%以上が必要と回答した（グラフ13）。

グラフ13. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動の必要性（横軸は回答数；名）



続き) グラフ 13. 評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動の必要性 (横軸は回答数; 名)



不要の理由は表 14 に示す。

2-2-14.「教員は教育・実践能力向上のために・・・をしている(推奨)」では、7 名が不要と回答し、その理由として、評価する内容として限定的である、推奨とはいえ、大学教員に看護実践活動を求めるのは負担が大きい等が挙げられた。

2-2-17.「教員は研究結果を教育に活かしている」では、5 名が不要と回答し、その理由として、研究内容によって結果がすぐに教育に活かせるとは限らない等が挙げられた。

2-3-27.「看護実習室での自主学習を支援する体制ができています・・・《・・・(推奨)》」では、8 名が不要と回答し、その理由として、使用上のルールを守っていることが前提であり教員が配置されていなくてもよい、支援担当者と週 4 日の根拠が不透明である等が挙げられた。

2-4-35.「臨床教員の任用基準が明確である」では、4 名が不要と回答し、その理由として、教育機関により機能と役割は異なるため注釈の記載内容では評価が難しい、臨床教員の付与よりも実習指導担当者と大学教員がいかに連携をとっているかで実習の質は変わる等が挙げられた。

表 14. 評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
2-1 教育内容と目標・評価方法	2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。	3	表現が何を求めているのか分かりにくい(ID:33)
	6. 評価者が明示されている。	1	科目担当者と別に評価者がいることは考えにくい(ID:9)
2-2 教員組織と教員の能力の確保	11.教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。	1	教育・学修活動とは関連がない(ID:18)
	12.新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。	1	発達は原則本人に責任があるため、新任教員育成や教員間のピアサポート体制を整えている等とする。(ID:25)
	13.組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。	1	
	14.教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNSとして現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）	7	評価する内容として限定的である(ID:22) 推奨とはいえ、大学教員に看護実践活動を求めるのは負担が大きい(ID:28) 基準や評価項目が多いなか、推奨の観点を入れる意味が不明瞭である(ID:4) 学部教育では必要ない(ID:7)
	16.教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）	2	基準や評価項目が多いなか、推奨の観点を入れる意味が不明瞭である(ID:4)
	17.教員は研究結果を教育に活かしている。	5	研究内容によって結果がすぐに教育に活かせるとは限らない(ID:31) 研究とはどこまでを指すか、結果を活かしているという判断も難しい(ID:3)
	18.社会貢献を組織的に行之、教員が適切な活動を行っている。	2	
	19.学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。	1	
2-3 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫	23.実習用モデルやe-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	2	
	25.看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。	2	2-3.26.27.に包含される(ID:46) 「看護実習室の運用」とは何を指しているのか不明である。2-3.27.があるので不要(ID:9)
	27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。《自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されている（推奨）》	8	実習室使用上のルールを守っていることが前提であり、図書館等で自己学習するのと同じなので、教員が配置されていなくてもよい(ID:40) 国立大学では自主学習する力があるため、実習室等のルールを決めておけば、教員のサポートはいらない(ID:10) 支援担当者と週 4 日の根拠が不透明(ID:15) 特殊性が高い基準である(ID:22) 基準や評価項目が多いなか、推奨の観点を入れる意味が不明瞭である(ID:4)
	28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	2	文献や資料を検索し複写依頼ができるシステムがあればよい(ID:20)
	29.検索システムが整備されている。	1	
	30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。	1	司書にもとめる自己学習支援があいまい(ID:20)
	34.教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。	1	
	35.臨床教員※) の任用基準が明確である。 ※) 臨床教員とは、大学から称号を付与または任	4	教育機関により機能と役割は異なるため注釈の記載内容では評価が難しい(ID:4)

	用する臨地実習施設の職員を指す。		大学の関連施設を持たず、多数の施設で実習を行なっている大学では臨床教員を付与することが困難(ID:2)
	36.実習指導に携わる者（大学教員と臨床教員と実習指導者※）の役割分担を明確にし、協働している。 ※）実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指す。	1	臨床教員はまだ別の立ち位置にある(ID:9) 臨床教員を付与することより、実習指導担当者と大学教員がいかに連携をとっているかで実習の質は変わる(ID:2) 組織として任命できるできないがあり難しい(ID:24)
2-5 教育課程展開に必要な経費	45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。	1	

表 15 の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

学生に対する教育（到達目標、臨地実習、教育環境）、教員に関わること、予算に関わることと質問の順序を検討してはどうか、2-1-2.「時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である」は2つの質問となっているので整理する、2-1-8.「学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある」は対応できる体制までを含めてはどうか、2-2-16.「教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる（推奨）」は研究時間に限定するのではなく研究を推進していく仕組みを問うとよいのではないか、2-3-23.と 24.を1項目に集約する、2-5-42.～45.を細分化して評価する方法では実態を十分に反映しきれない可能性があるため細分化しない方がよい等が挙げられた。

表 15. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動の観点に対する修正案（回答のない観点は省略する）

評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		学生に対する教育（到達目標、臨地実習、教育環境）、教員に関わること、予算に関わることと質問の順序を検討する(ID:22)
2-1 教育内容と目標・評価方法	2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。	「時代の要請」「最新の知見」の解釈は幅がある(ID:31,22)
	3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。	2つの質問となっているので整理する(ID:4)
	8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。	誰に周知されているのかを追記する(ID:22)
2-2 教員組織と教員の能力の確保	10.教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPUの直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》	把握するだけではなく、学生の評価への疑問・不服等を把握し、対応できる体制がある。(ID:22)
	12.新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。	教員数をもって教育の質を判断することは、看護教育の特性を適切に反映せず、教育体制として教員資源がどう設計・運用されているかの判断に至らない (ID:12)
	16.教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。(推奨)	「ピアサポート」をしているかということが主眼ではなく、教員の能力の向上を図る仕組みがあるという方がよい (ID:22)
	17.教員は研究結果を教育に活かしている。	組織を見直すきっかけになるため、研究時間に限定するのではなく研究を推進していく仕組みを問うとよいのではない (ID:22)
2-3 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々	23.実習用モデルやe-ラーニング教材、IT機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	何を根拠に評価するのか難しい (ID:22,17)
		2-3.23.と 24.を1項目に集約する(ID:16)

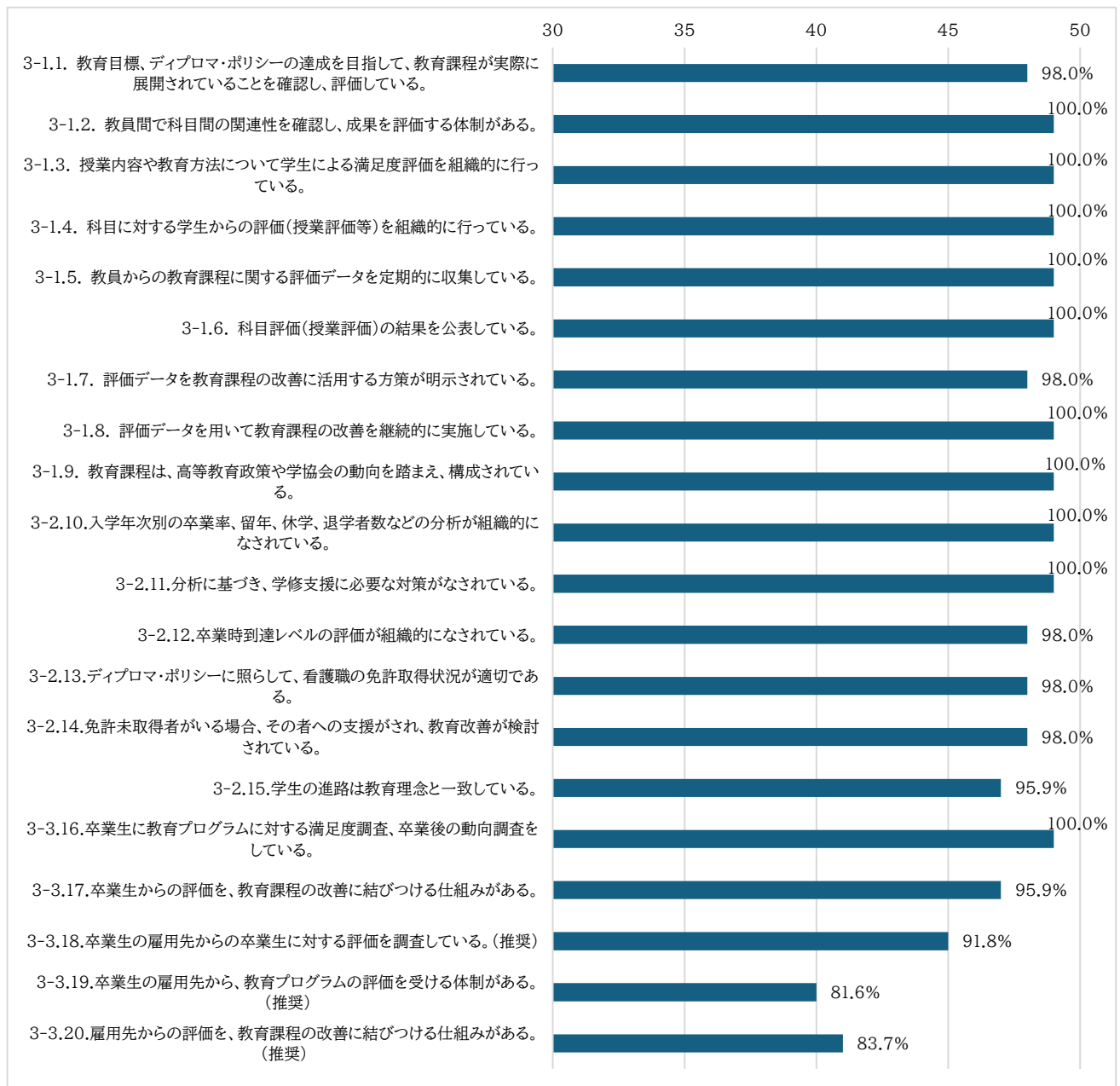
の工夫	24.機器・備品の整備・更新が適切に行われている。	
	27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。(推奨)》	週4日以上は根拠は不明確なため、 根拠説明を加える(ID:27,31) 各大学の状況に応じて実施されていると思うため、 週4日以上は削除してはどうか(ID:7)
	28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	オンラインでのサービスが充実してきており、時代に合っていない(ID:4)
	29.検索システムが整備されている。	昨今さまざまな検索システムがあるため、 何についての検索システムかを明示する(ID:22)
	30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。	各大学で運営方法が異なるため、 評価する観点を焦点化する(ID:8)
2-5 教育課程展開に必要な経費	42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。	2-5.42.～45 を個別の設問として細分化して評価する方法では、実態を十分に反映しきれない可能性があるため、 細分化せず、「当該教育課程の教学を支える予算は、教育・研究の質を確保する観点から、組織的かつ実効的に運用されている。」とする(ID:46)
	43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。	2-5.42.～45 を個別の設問として細分化して評価する方法では、実態を十分に反映しきれない可能性があるため、 細分化せず、「当該教育課程の教学を支える予算は、教育・研究の質を確保する観点から、組織的かつ実効的に運用されている。」とする(ID:46)
	44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。	
	45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。	各大学の状況で運営方法が異なるため、 何をここで評価するかを焦点化した方がよい (ID:8,9)

追加する必要がある観点としては、「2-2-10.に関連し、実習や演習等において教員の負荷（指導・調整・関係形成）が反映される必要がある」、「2-2-11.に全教員への周知あるいは閲覧できることを追加する」、「障害のある学生への合理的配慮を行っている」、「AIに関わる内容が必要である」が挙げられた。

4) 評価基準3. 教育課程の評価と改革についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準3の全ての評価の観点について、80%以上が必要と回答した（グラフ14）。

グラフ14. 評価基準3. 教育課程の評価と改革の必要性（横軸は回答数；名）



不要の理由は表16に示す。

3-3-18.「卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している（推奨）」では4名が不要、3-3-19.「卒業生の雇用先から・・・体制がある（推奨）」では9名が不要、3-3-20.「雇用先からの評価を・・・仕組みがある（推奨）」の観点では、8名が不要と回答し、その理由は共通しており、入職した人数が少ない場合等は個人評価が特定される可能性が高く情報の提供のあり方が問われる、大学教育を的確に評価できる雇用先の回答者を得ることの難しさ、就職先は多岐にわたるため大学教育への意見を受け取っても活用には限界がある、雇用先からの評価を教育課程の改善に結び付ける意図がわかりにくい等が挙げられた。

表 16. **評価基準 3. 教育課程の評価と改革**の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
3-1 科目評価・ 教育課程 評価と改 善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。	1	
	7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。	1	3-1.8.に含めてよい(ID;48)
3-2 卒業状況 からの評 価と改善	12.卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。	1	
	13.ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。	1	
	14.免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	1	未取得者への支援は必要だが、卒業生の個別状況によることが多く、一人二人の事情からカリキュラムのことまでを見直さなければならないということは考えにくく、評価する意義が低い(ID;46)
	15.学生の進路は教育理念と一致している。	2	看護職に就いているという理解でよいのか、教育理念を具現化した卒業生の姿を問うのか意味がわかりにくい。(ID;4)
3-3 雇用者・卒 業生から の評価と 改善	17.卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。	2	個人情報保護の傾向が強まり、卒業生の追跡調査は年々困難になっている。アンケートを実施しても回収率は低く、一部の限られた意見をもとに教育課程を改善することが妥当なのか疑問である。(ID;1)
			卒業生や雇用先からの評価を教育課程の改善に結びつけるのか観点の意図がわかりにくい。卒業生の調査は回収率も低く、教育課程の改善につなげるのは難しい (ID;48)
	18.卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)	4	入職した卒業生の人数が少ない施設では、個人評価が特定される可能性が高い(ID;20)
			雇用先からの評価は当該大学から就職した卒業生が一人しかいない場合等、情報の提供のあり方が問われてしまう (ID;15)
	19.卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨)	9	入職した卒業生の人数が少ない施設では、個人評価が特定される可能性が高い(ID;20)
			回答者を指定しにくく、大学教育内容を知らないとの的を射た回答は得にくいため、調査が形骸化し手間だけが増える恐れがある。(ID;13)
			雇用先が大規模であるほど多数の従業員を雇用するため、多様な教育機関の教育プログラムについて全てを理解しているとは考えにくく、適切に評価することが難しい。(ID;3)
			達成するには雇用先の評価者の評価能力の育成が必要であり、その育成の責任を担うのはどこなのか、その責任を大学に求めるのは負担が大きい(ID;28)
			卒業生についての意見があれば十分と考える。就職先は多岐にわたり、その現場から求められる教育への意見を受け取っても活用には限界があり、推奨の意義が少ない。(ID;46)
			卒業生や雇用先からの評価を教育課程の改善に結びつけるのか観点の意図がわかりにくい。卒業生の調査は回収率も低く、教育課程の改善につなげるのは難しい (ID;48)
	20.雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)	8	入職した卒業生の人数が少ない施設では、個人評価が特定される可能性が高い(ID;20)
			雇用先の評価が個人特性を強く反映している可能性がある。(ID;3)
			達成するには雇用先の評価者の評価能力の育成が必要であり、その育成の責任を担うのはどこなのか、その責任を大学に求めるのは負担が大きい(ID;28)
			雇用先が多岐にわたるため、それぞれの意向をくみ取るのは実質的には困難であり、特に強い要望があるところのみの要望になるので必要はないのではない。(ID;39)

			卒業生についての意見があれば十分と考える。就職先は多岐にわたり、その現場から求められる教育への意見を受け取っても活用には限界があり、推奨の意義が少ない。(ID:46)
			卒業生や雇用先からの評価を教育課程の改善に結びつけるのか観点の意図がわかりにくい。卒業生の調査は回収率も低く、教育課程の改善につなげるのは難しい (ID:48)

表 17 の修正案として挙げられた内容の一部を以下に示す。

3-1-3.と 4.や 3-1-5.と 7.と 8.のそれぞれの違いをわかりやすくする、3-1-6.～8.は重複する内容もあるため合わせる、3-2-9.は教育課程の構成の内容のため評価基準 2 に位置づける、3-3-16.17.は推奨でもいい、3-3-18.～20.は推奨から必須とする等が挙げられた。

表 17. **評価基準 3. 教育課程の評価と改革の観点に対する修正案** (回答のない観点は省略する)

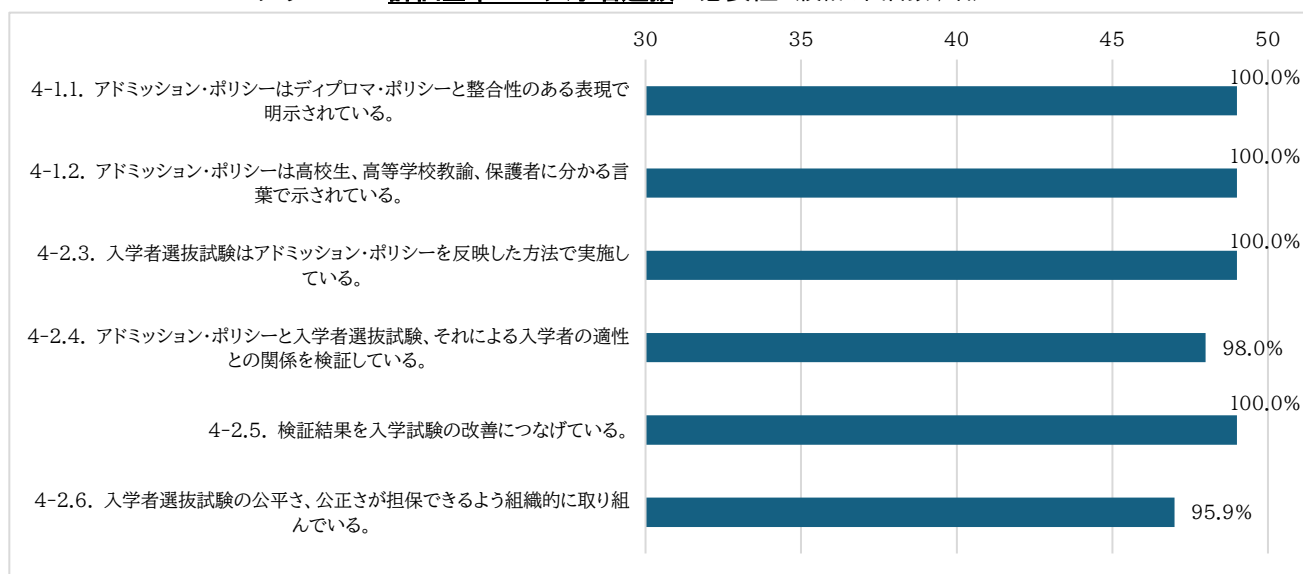
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		第 1 期の評価で AA または A だったものは継続できているかのチェックのみ、B だったものは改善した点の報告のみとしてはどうか(ID:20)
3-1 科目評価・教育課程評価と改善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。	教育課程の評価とは何を評価することなのか、受審校、評価員に具体的に示す(ID:6)
	3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。	満足度に限定しなくてもよいのではないかと(ID:22)
	4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。	3-1.3 と 4.の違いがわかりにくい。授業に関する学生からの評価であれば一つにまとめた方がよい(ID:48)
	5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。	3-1.5.7.8.の教育課程に関する評価データは同一のものなのかわかりにくい。(ID:27,46) 収集だけではなく、分析、改善に向けての活用までも含めた表現にする方がよい (ID:22)
	6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。	3-1.6.～8.は内容が重複しているところもあり、集約してもよい (ID:16)
	7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。	3-1.5.7.8.の教育課程に関する評価データは同一のものなのかわかりにくい。(ID:27,46)
	8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。	3-1.6.～8.は内容が重複しているところもあり、集約してもよい (ID:16)
3-2 卒業状況からの評価と改善	9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等	教育課程の構成についての内容のため、基準 2 に位置づけるほうがよい (ID:22)
	11.分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。	数だけではなく、学生の傾向、学修状況等他の評価指標も含めた分析が必要なため、3-2.10 の分析と 3-2.11.の「学修支援」とは直結しにくい(ID:22)
	14.免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	教育改善は、必要時でよいのではないかと(ID:22)
3-3 雇用者・卒業生からの評価と改善	16.卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。	満足度に限定しなくてよいのではないかと(ID:22)
	17.卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。	3-3.16.17.は推奨でもいい (ID:20)
	18.卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)	3-3.18.～20.は推奨とするくらいなら必須の評価項目とした方がよい (ID:4)
	19.卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨)	
	20.雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)	

追加する必要がある観点としては、「適正な定員管理を行っている」が挙げられた。

5) 評価基準4. 入学者選抜についての必要性、不要の理由、修正案および追加する観点

評価基準4の全ての評価の観点について、95%以上が必要と回答した（グラフ15）。

グラフ15. 評価基準4. 入学者選抜の必要性（横軸は回答数；名）



不要の理由は表18、修正案は表19に示す。

表18. 評価基準4. 入学者選抜の観点で、不要の回答数と理由（回答のない観点は省略する）

※不要の回答数には、不要の理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	不要の回答数	不要の理由
4-2 看護学学士課程の入学試験とその改善	4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。	1	
	6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。	2	入試の決定や組織については外部には明らかにされない(ID;34)

表19. 評価基準4. 入学者選抜の観点に対する修正案（回答のない観点は省略する）

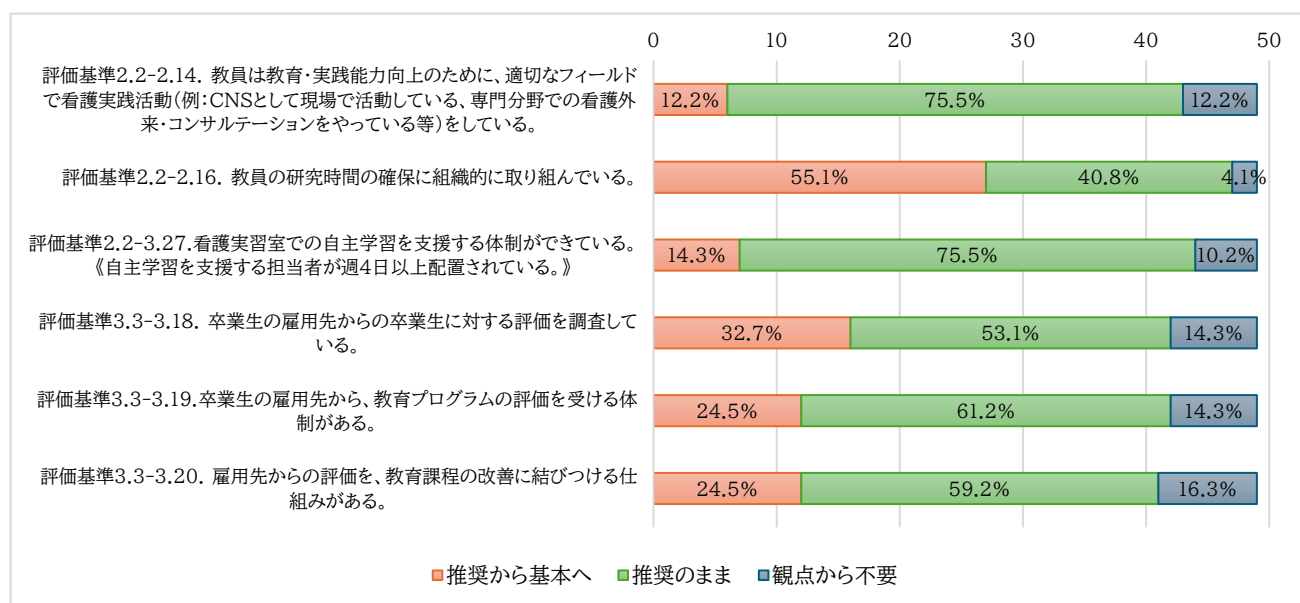
評価項目	評価の観点	修正案とその理由
※全体に対して		継続できているかどうかの確認、変更点がある場合の審査のみでよい(ID;20)
4-2 看護学学士課程の入学試験とその改善	4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。	入学者の適性とはどのような意味で使われているか。入学後の成績・履修状況等を見ていくことも場合によっては必要で、「入学者の適性」と「大学の履修環境」とのバランスで評価していくものでもありと考える。(ID;9)
その他		現在の基準では定員割れをすると評価が下がるため、新たな基準が必要(ID;42)

追加する必要がある観点についての回答はなかった。

6) 推奨する6項目の観点について

推奨する6項目の観点の中で、**推奨から基本の観点に変更する**では2-2-16.「教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる」が55.1%で最も高かった。**推奨のままとする**では、2-2-14.「教員は教育・実践能力向上のために・・・をしている」と2-3-27.「看護実習室での自主学習を支援する体制ができている・・・」が75.5%で最も高く、ほかの4項目は40%～60%前後であった。(グラフ16)。

グラフ16. 推奨する6項目の観点について



3. 未受審校

1) 回収率と回答大学の特性

2026 年 1 月の時点で分野別評価を受審していない（未受審）会員校 105 校中 54 校より回答を得た（回収率 51.4%）。回答した大学の設置主体と設置学部について、**国立大学 7 校**（看護学部以外 7）、**公立大学 12 校**（看護学部 9、看護学部以外 3）、**私立大学 32 校**（看護学部 26、看護学部以外 6）、その他 1 校（看護学部 1）、設置主体記載なし 2 校（看護学部 2）であった（グラフ 17）。回答者の特性について、現在の看護学教育課程の責任者は 39 名、看護学教育課程の担当者は 2 名、自己点検評価の担当者は 22 名であった。また、評価受審時の責任者は 12 名、担当者は 12 名であった（表 20）。今後の分野別評価受審予定時期については表 21 に示す。その他の 26 校のうち、検討中または未定が 22 校であった。

グラフ17. 設置主体・設置学部

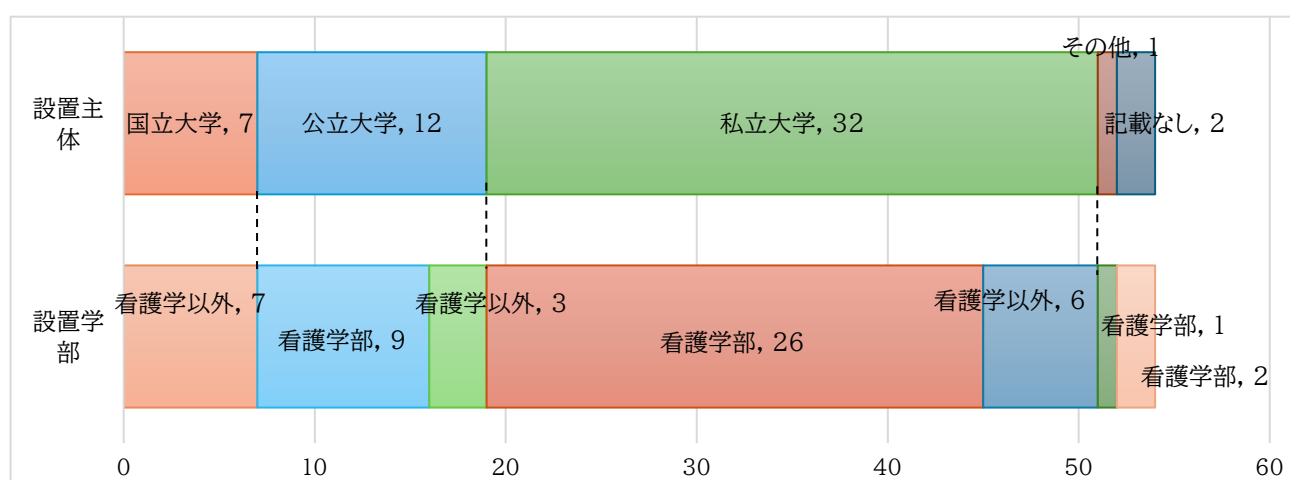


表20. 回答者の特性（複数回答可）

役職等	回答数（名）	自由記載の内容
現在の看護学教育課程の責任者	39	うち学長（1）
現在の看護学教育課程の担当者	2	うち看護学科教務委員長(1)、担当者(1)
現在の自己点検評価の担当者	22	
分野別評価受審時の責任者	12	
分野別評価受審時の担当者	12	

表21. 今後の分野別評価受審予定時期

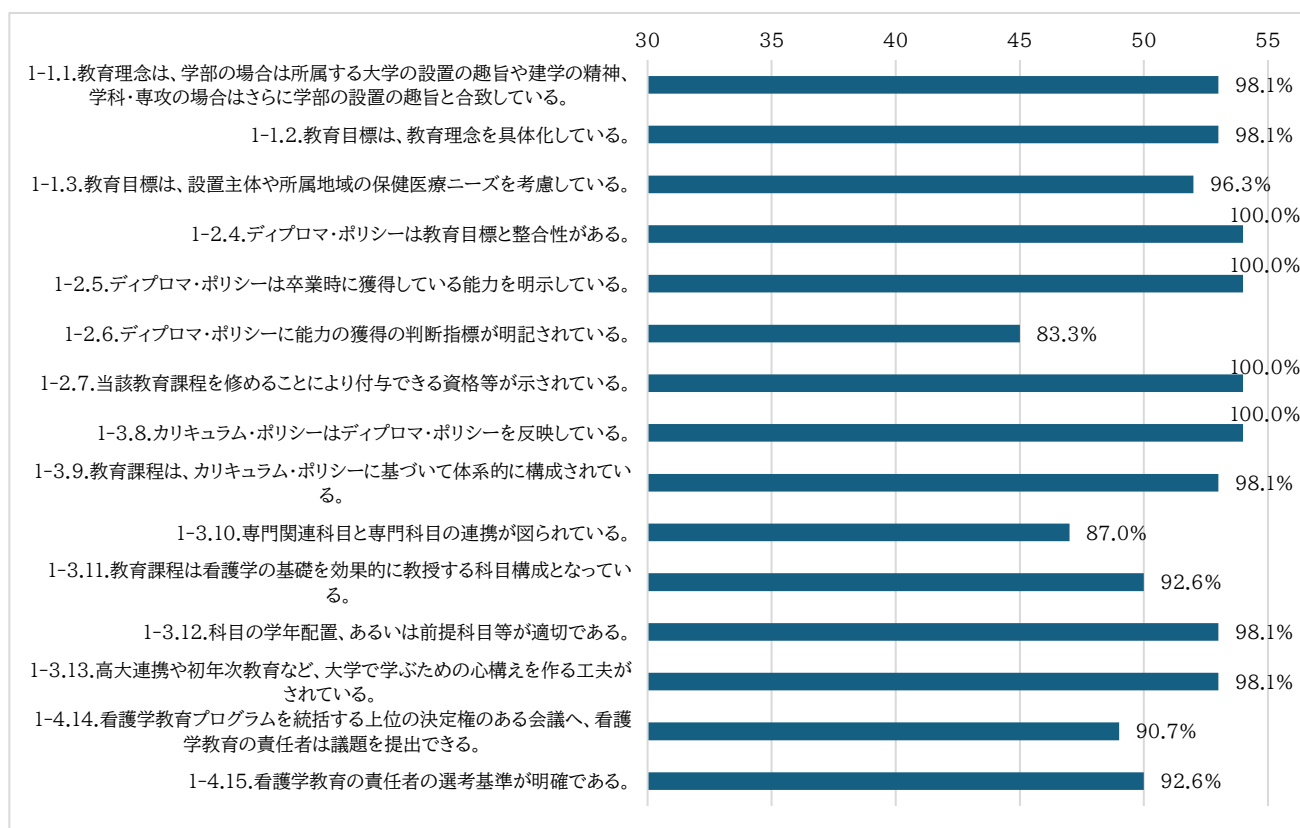
受審予定年度	回答数（校）	自由記載の内容
2026 年度	7	
2027 年度	8	
2028 年度	4	
2029 年度	6	
2030 年度	3	
その他	26	うち予定年度記載あり（3）、検討中または未定（22）、予定なし（1）

2) 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みについての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点

評価基準 1 の全ての評価の観点について、80%以上がわかると回答した（グラフ 18）。

グラフ 18. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点の表現のわかりやすさ

（横軸は回答数；校）



わかりにくい理由は表 22 に示す。

1-2-6.「ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断基準が明記されている」では、9 名がわかりにくいと回答し、その理由として、知識・技術等は評価として判断しやすいが能力に関しては判断指標として不明瞭、判断指標が明記されるのはアセスメント・ポリシーではないのか、判断指標の明記が評価項目として妥当なのか疑問であるが挙げられた。

1-3-10.「専門関連科目と専門科目の連携が図られている」では、7 名がわかりにくいと回答し、その理由として、連携という言葉の具体性や解釈が見えにくい、根拠資料として何を提示することが求められているのかがわからない等が挙げられた。

1-3-11.「教育課程は・・・効果的に教授する科目構成となっている」では、4 名がわかりにくいと回答し、その理由として、何ををもって効果的と判断するのか、例文等があると評価しやすいが挙げられた。

1-4-14.「看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ・・・議題を提出できる」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、最終決定会議は組織で異なるため上位の最終決定を行う会議とは何を指すのかがわからないが挙げられた。

1-4-15.「看護学教育の責任者の選考基準が明確である」では、4 名がわかりにくいと回答し、その理由として、明確であることの判断はどのような点から行われるのかがわからないが挙げられた。

表 22. 評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組みの観点で、わかりにくい回答数と理由
(提案含む)

(回答のない観点は省略する)

※わかりにくい回答数には、わかりにくい理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	わかりにくい の回答数	理由 (提案)
1-1 看護学学士課程の教育理念・教育目標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。	1	大学の設置の趣旨と学部の理念は必ずしも一致しない場合がある。(ID:5)
	2. 教育目標は、教育理念を具体化している。	1	DP に判断指標を書くとは考えにくい。(ID:17)
	3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	2	地域のニーズという具体的な、どの程度の反映具合を求められているのかわからない。ニーズを考慮しているという表現では自己点検評価報告書内でニーズについて触れられていればいいという解釈もできる。(ID:28) 国立大学法人の場合は特定の所属地域の保健医療ニーズを考慮すべきか疑問である(ID:30)
1-2 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー	6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。	9	知識・技術等は評価として判断しやすいが、能力に関しては判断指標として不明瞭である(ID:32,8) 判断指標の具体例があるとわかりやすい(ID:21,45) 判断指標が明記されているのはアセスメント・ポリシーではないのか?(ID:16) 判断指標の明記が評価として妥当なのか疑問(ID:22) 全ての DP に判断指標を入れ込むことは難しい場合もあると感じる(ID:55) 他の学部と揃えているため抽象度が高い(ID:50)
1-3 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み	9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。	1	カリキュラムマップは DP との対応を示すことが多く、CP との対応を説明するための根拠資料としてカリキュラムマップが書かれていることに疑問を感じる(ID:17)
	10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。	7	連携という言葉の具体性が見えにくい(ID:25,55) 根拠資料として何を提示することが求められているのかわからない、連携がとれているかは様々な解釈がある(ID:18,38,47)
	11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。	4	何をもちて効果的と判断するか、例文等があると評価しやすい(ID:11)
	12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。	1	
	13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。	1	科目の順序性には様々な考えがあると思われる(ID:18)
1-4 意思決定組織への参画	14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※)は議題を提出できる。 ※) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。	5	最終決定会議は組織で異なるため、上位の最終決定を行う会議とは何を指すのかわからない(ID:53,34)
	15. 看護学教育の責任者※)の選考基準が明確である。	4	明確であることの判断はどのような点から行われるのかわからない(ID:16) 選考基準の明示がない(ID:32)
			他の学部と揃えているため抽象度が高い(ID:50)

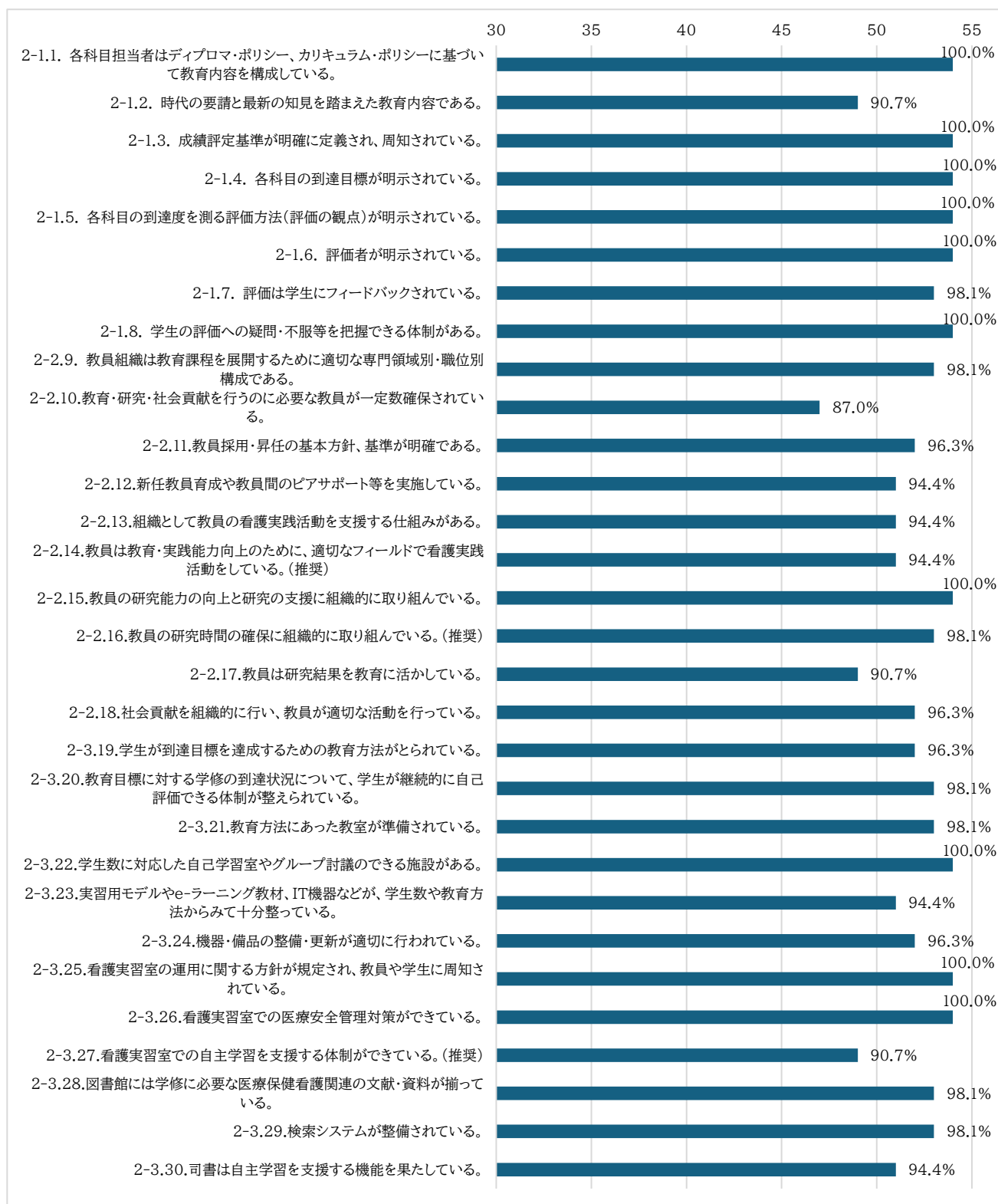
追加する必要がある観点についての回答はなかった。

3) 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点

評価基準2の全ての評価の観点について、85%以上が**わかる**と回答した（グラフ19）。

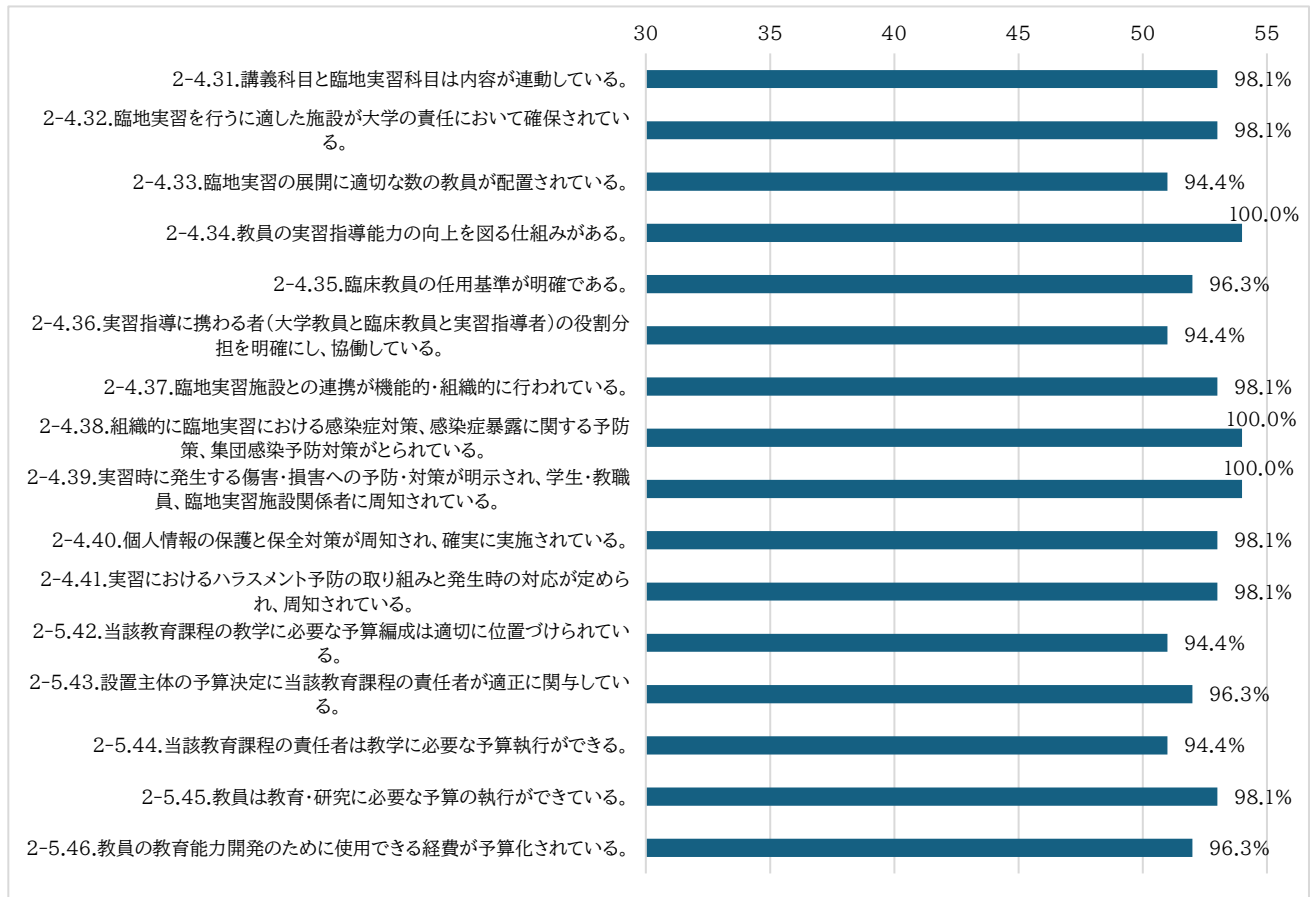
グラフ19. 評価基準2. 教育課程における教学・学修活動の観点の表現のわかりやすさ

（横軸は回答数；校）



(続き) グラフ 19. **評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動の観点の表現のわかりやすさ**

(横軸は回答数；校)



わかりにくい理由は表 23 に示す。

2-1-2.「時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、時代とは社会のことか、コアカリに対応することか、どんな基準で判断するのが挙げられた。

2-2-10.「教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が・・・《・・・基準適合の目安とする。》」では、7 名がわかりにくいと回答し、その理由として、参照基準が不明瞭である、参照基準の根拠を明示する、一定数の考え方とは大学設置基準によるのではないかなどが挙げられた。

2-2-17.「教員は研究結果を教育に活かしている」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、どの程度を示したらよいのか、客観的指標とは何になるのかが挙げられた。

2-3-27.「看護実習室での自主学習を支援する体制ができています・・・《・・・(推奨)》」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、指導する教員の配置とは具体的に何を指すのか、週 4 日以上配置されていることが望ましい根拠とはなにかなどが挙げられた。

表 23. 評価基準 2. 教育課程における教学・学修活動の観点で、わかりにくい回答数と理由（提案含む）

（回答のない観点は省略する）

※わかりにくい回答数には、わかりにくい理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	わかりにくい回答数	理由（提案）
※意見			国立大学と私立大学では人件費や環境整備に使える予算が異なるため、予算面や教員の採用に関する項目の問いがこのような表現で良いのか(ID:5)
2-1 教育内容と目標・評価方法	2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。	5	時代とは社会のことか？(ID:16) 現代の要請とはコアカリに対応するということか？(ID:13) どんな基準で判断するのか(ID:54)
	7. 評価は学生にフィードバックされている。	1	フィードバックの意味する具体的な内容とは(ID:17)
2-2 教員組織と教員の能力の確保	9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。	1	専門領域別・職位別の構成ではないため、「適切」の基準が示されていないと判断が難しい(ID:4)
	10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPU の直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》	7	参照基準が不明瞭(ID:1) 参照基準の根拠を明示する(ID:13,18) 一定数の考え方は大学設置基準によるのではないか？(ID:16)
	11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。	2	
	12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。	3	具体的に何を求めているのか(ID:47,10) ～等 とはどのようなことを想定するのか不明確(ID:16)
	13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。	3	看護実践活動の具体が例示されていると良い(ID:24,25)
	14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）	3	対象が限定されるのではないか？(ID:16) 何をもち「適切」と判断するのか、CNS などを持っていなくてもフィールドに出ている教員もいる。(ID:20) 教育・実践能力の向上とは、教育・看護実践能力向上であるか(ID:14)
	16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）	1	組織的とは何を意味するのか(ID:14)
	17. 教員は研究結果を教育に活かしている。	5	どの程度を示したらよいのか、客観的指標とは何になるのか(ID:14,16,28,53)
	18. 社会貢献を組織的にし、教員が適切な活動を行っている。	2	適切な基準が不明確(ID:16)
2-3 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫	19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。	2	「到達目標」とは何を指すのか(ID:17)
	20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。	1	工夫をしているが体制が整っていないので、どのような資料や説明をするべきか悩ましい。(ID:4)
	21. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。	1	時代に合わない(ID:17)
	23. 実習用モデルや e-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	3	時代に合わない(ID:17) 実習用モデルや e-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて適当な数が整備されている(ID:8)
	24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。	2	適切な基準が不明確(ID:16)
	26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。	0	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID:10)
	27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。《自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されて	5	指導する教員の配置とは具体的に何を指すのか(ID:42)

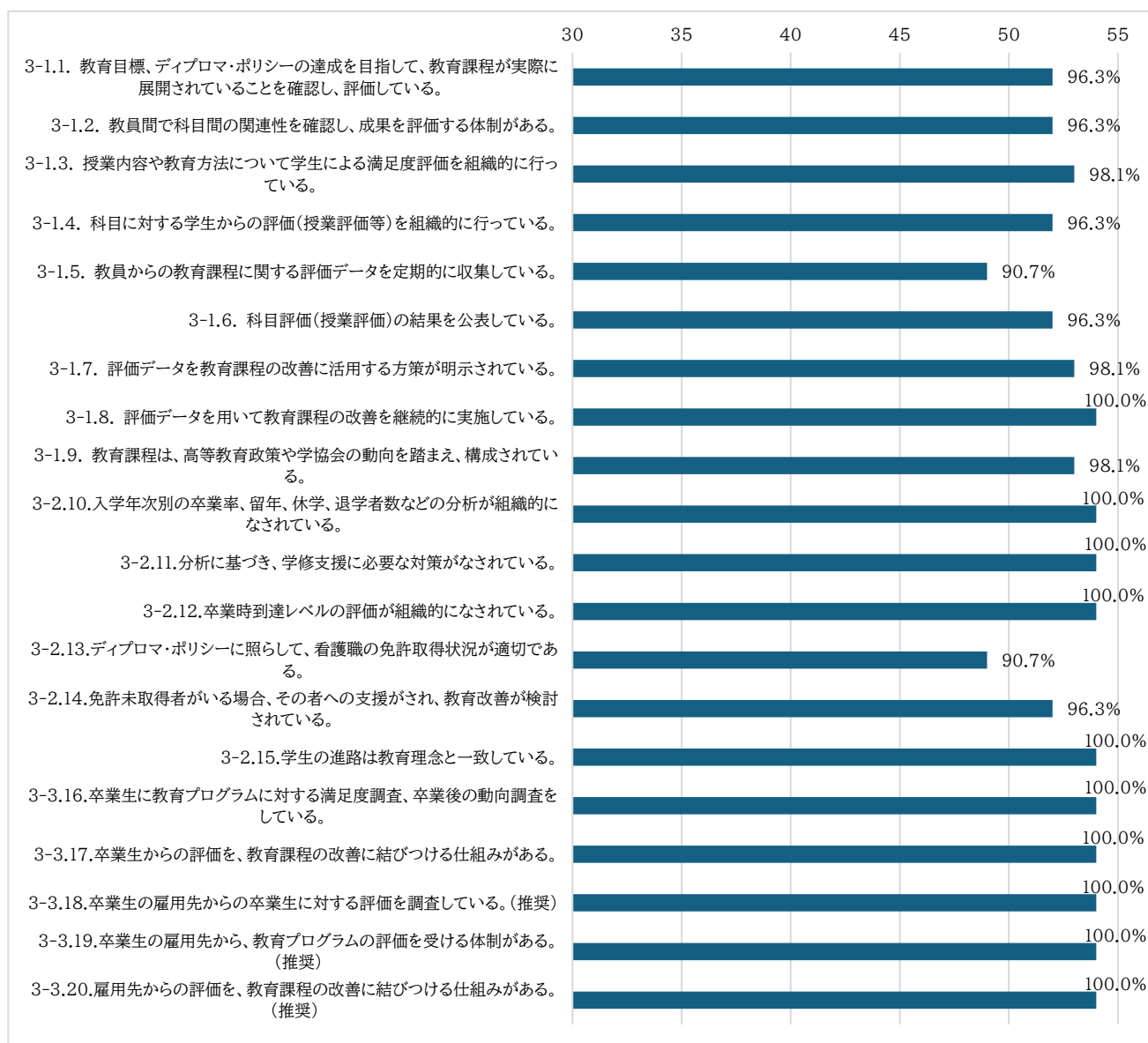
2-4 臨地実習	いる。(推奨)》		週 4 日以上配置されていることが望ましいとする根拠がわかりにくい(ID;19)
	28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	1	体制はあるが、専属の人員配置が必要かについては検討が必要である(ID;4)
	29.検索システムが整備されている。	1	文献検索のことであれば「文献検索システム」とした方が明確、別の「検索システム」を意味するとしたら何を指すのか。(ID;20)
	30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。	3	具体的な評価指標は何か(ID;16,53)
	31.講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。	1	評価基準 1 の 1-3.11 の科目配置と同じことではないの(ID;31)
	32.臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。	1	適切な実習施設の確保されていることが評価基準であるのか、大学の責任で確保されているのかわかりづらい、大学の責任でという文言がある特別な理由を読み違えている可能性もあるかと思った。(ID;53)
	33.臨地実習の展開に適切な数の教員(専任・非常勤)が配置されている。	3	適切な基準が不明瞭(ID;16,47)
	35.臨床教員※)の任用基準が明確である。 ※) 臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。	2	臨床教員は不在のことが多い(ID;55)
	36.実習指導に携わる者(大学教員と臨床教員と実習指導者※)の役割分担を明確にし、協働している。 ※) 実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指す。	3	大学教員との違いが明確でない(ID;25)
	37.臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。	1	会議体がない場合、組織的に行っていると言えるのか分りにくい(ID;50)
2-5 教育課程展開に必要な経費	38.組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。	0	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10)
	40.個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。	1	個人情報の保護の範疇を示してほしい(ID;40)
	41.実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。	1	ハラスメントは実習以外にもあり、限定しすぎているのではないか?(ID;16)
	42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。	3	予算編成は適切に行われているのではなく適切に位置づけられているとは、予算編成に正式に挙げられているのかという解釈でよいのか。適切に位置づけられていない場合のイメージがつかない。(ID;53)
	43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。	2	適切や適正、必要の基準が不明確(ID;16,10)
	44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。	3	大学によって誰が予算の運用執行するのかは異なるため分りにくい(ID;45)
	45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。	1	必要の基準が不明確(ID;16)
	46.教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。	2	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10)

追加する必要がある観点としては、「キャリア教育、または就職支援に関する項目」が挙げられた。

4) 評価基準 3. 教育課程の評価と改革についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点

評価基準3の全ての評価の観点について、90%以上が**わかる**と回答した（グラフ 20）。

グラフ 20. 評価基準 3. 教育課程の評価と改革の観点の表現のわかりやすさ（横軸は回答数；校）



わかりにくい理由は表 24 に示す。

3-1-5.「教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、頻度やレベルがわかりづらい、評価データを具体的に示してほしい等が挙げられた。

3-2-13.「ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である」では、5 名がわかりにくいと回答し、その理由として、「ディプロマ・ポリシーに照らして」の意図が読み取りづらい、ディプロマ・ポリシーと免許取得には直接関連はない、根拠資料として国試の受験・合格状況を示すようになっているが何をもって適切とするのかわからない等が挙げられた。

表 24. 評価基準 3. 教育課程の評価と改革の観点で、わかりにくい回答数と理由（提案含む）

（回答のない観点は省略する）

※わかりにくい回答数には、わかりにくい理由の記載がない回答も含む。

評価項目	評価の観点	わかりにくい回答数	理由（提案）
3-1 科目評価・教育課程評価と改善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。	2	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10) チェックシートでは、担当する組織があるか、規程があるかなど、1つの観点の中にいくつもの内容が含まれていて、何を示してほしいのか、何を評価したいのかがわかりにくい。観点の中に含む要素のようなものを分けてわかりやすくしてほしい。(ID;17)
	2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。	2	何を指しているのか、もう少し具体的に示してほしい。(ID;45,53)
	3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。	1	3-1.3.と4.の違いは何か(ID;25)
	4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。	2	
	5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。	5	評価の表現がいくつもあり、各評価の定義がわからなくなる(ID;17)
			頻度やレベルがわかりづらい(ID;42,53,10) 評価データを具体的に示してほしい(ID;5)
	6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。	2	評価の表現がいくつもあり、各評価の定義がわからなくなる(ID;17)
	7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。	1	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10)
3-2 卒業状況からの評価と改善	9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等	1	根拠資料としてどのように示せばよいのか(ID;47)
	12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。	0	表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10)
	13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。	5	全体的に意味がわかりづらい(ID;55)
			「ディプロマ・ポリシーに照らして」の意図が読み取りづらい(ID;22,24)
			ディプロマ・ポリシーと免許を直接関連づけているとは限らない(ID;16) ディプロマ・ポリシーには免許取得に関して直接関連はない。根拠資料としては国試の受験・合格状況を示すようになっているが、何をもちいて適切とするのかわからない(ID;28)
	14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	2	免許取得が第一義的な目的となっているとは限らない(ID;16) どの程度が要求されるのか、国家試験不合格者への対応ということか(ID;14) 表現はわかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID;10)
※項目の記載なし			表現が分かりにくいところもあるが理解できる(ID;38)

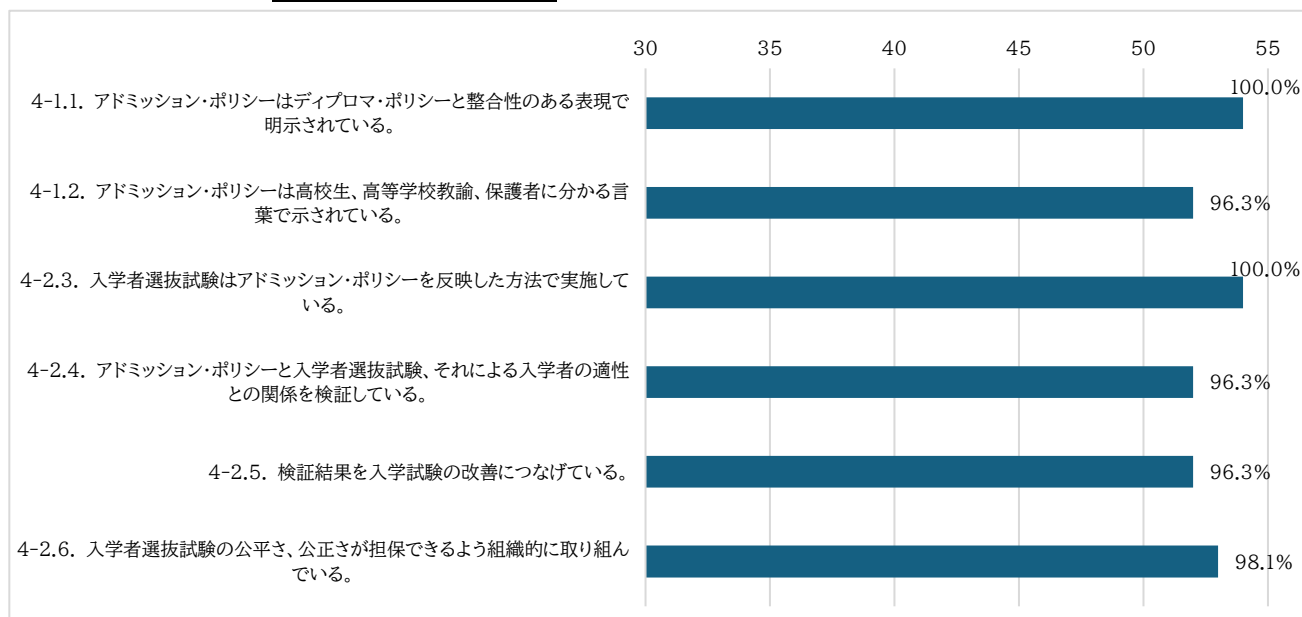
追加する必要がある観点としては、「教育課程の評価と改革について、組織的な体制（内部質保証など）がどのようになっているか」、「アセスメントプランを用いて、データを蓄積し改善に生かしているかを問う」が挙げられた。

その他、評価基準すべてをまとめて内部質保証システムについて問い、各部分の仕組みと実際に機能している例をいくつか説明することを求め負担を減らしてはどうか、文章中に「適切に」「適正に」「必要な」の表現を用いる場合は基準や指標を明示してほしいが意見として挙げられた。

5) 評価基準4. 入学者選抜についての表現のわかりやすさ、わかりにくい理由および追加する観点

評価基準4の全ての評価の観点について、95%以上がわかると回答した（グラフ21）。

グラフ21. 評価基準4. 入学者選抜の観点の表現のわかりやすさ（横軸は回答数；校）



わかりにくい理由を表25に示す。

表25. 評価基準4. 入学者選抜の観点で、わかりにくい回答数と理由（提案含む）（回答のない観点は省略する）

※わかりにくい回答数には、わかりにくい理由の記載がない回答も含む。

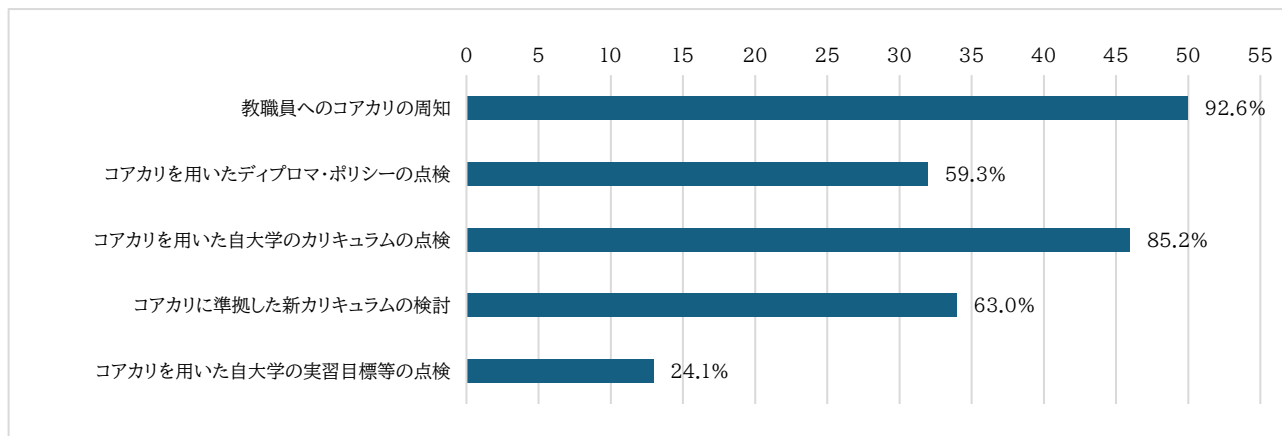
評価項目	評価の観点	わかりにくい回答数	理由（提案）
4-1 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー	2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。	2	わかりやすさの客観的指標はあるのか？(ID:13,16)
4-2 看護学学士課程の入学試験とその改善	4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。	2	わかりにくくはないが、どの程度が要求されるのか(ID:10) 「それによる入学者の適正」の部分がわかりづらい。(ID:55) (チェックシートでは)項目が多く含まれるので、何を示せばよいのか、何が評価されるのかがわかるようにしてほしい。(ID:17)
	5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。	2	検証結果とは何を指すのか(ID:5)
	6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。	1	(チェックシートでは)項目が多く含まれるので、何を示せばよいのか、何が評価されるのかがわかるようにしてほしい。(ID:17)

追加する必要がある観点についての回答はなかった。

6)「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み

コアカリを用いた取り組みは、**教職員へのコアカリの周知**が 92.6%で最も高く、次いで**カリキュラムの点検** (85.2%)、**新カリキュラムの検討** (63.0%)、**ディプロマ・ポリシーの点検** (59.3%) であった。実習目標等の点検は 30%未満であった。その他の意見として、これから実施予定の会員校 (1) があった。なお、「特に取り組んでいない」の回答はなかった。(グラフ 22)。

グラフ 22. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」へ取り組み (複数回答可)



7) 分野別評価を受審する必要性と期待すること

54校 (名) の記述データを1つの意味のまとまりごとに区切り、同じ意味内容のデータを集め、カテゴリー化した。(図2)

大きく2つのまとまりが見いだされた。受審することで大学の目に見える成果として得られる内容キ、ク、ケ、コ、サとその成果をもたらすための基盤となるア、イ、ウ、エ、オ、カである。

最も多くの大学が挙げた成果としては、**サ.教育・研究の質の担保と向上** (32名)、次いで**キ.社会に対する説明責任と信頼の構築** (9名)、**ク.社会ニーズに合わせた卒業生の輩出** (3名)、**ケ.受験生の確保** (3名) および**コ.内部質保証・PDCAサイクルの確立に向けた組織体制づくり** (7名) であった。加えて、各大学の成果にとどまらず、**シ.看護学教育の発展** (2名) と看護学全体への成果まで挙げられた。

これらの成果を実現するためには、大学の現状を知るために**ア.教育課程の評価と改善点の明確化** (19名)、**イ.学科運営・組織体制の見直しと課題の明確化** (11名)、**ウ.大学の強み (弱み) ・役割の可視化** が必要であり、また、大学の教・職員の意識としての**エ.全学で取り組む職場風土の醸成** (11名)、**オ.全学での共有・コミュニケーションの促進** (5名)、**カ.質保証・教育改善へのモチベーションの向上** (5名) も不可欠で、相互に影響し合っていた。

その他として、受審に向けての課題も挙げられた。人材不足や組織体制の不備による受審準備が困難である、認証評価と一元化してほしい、分野別評価のメリットをもっと打ち出してほしい、学内で議論が進んでいない等が挙げられた。

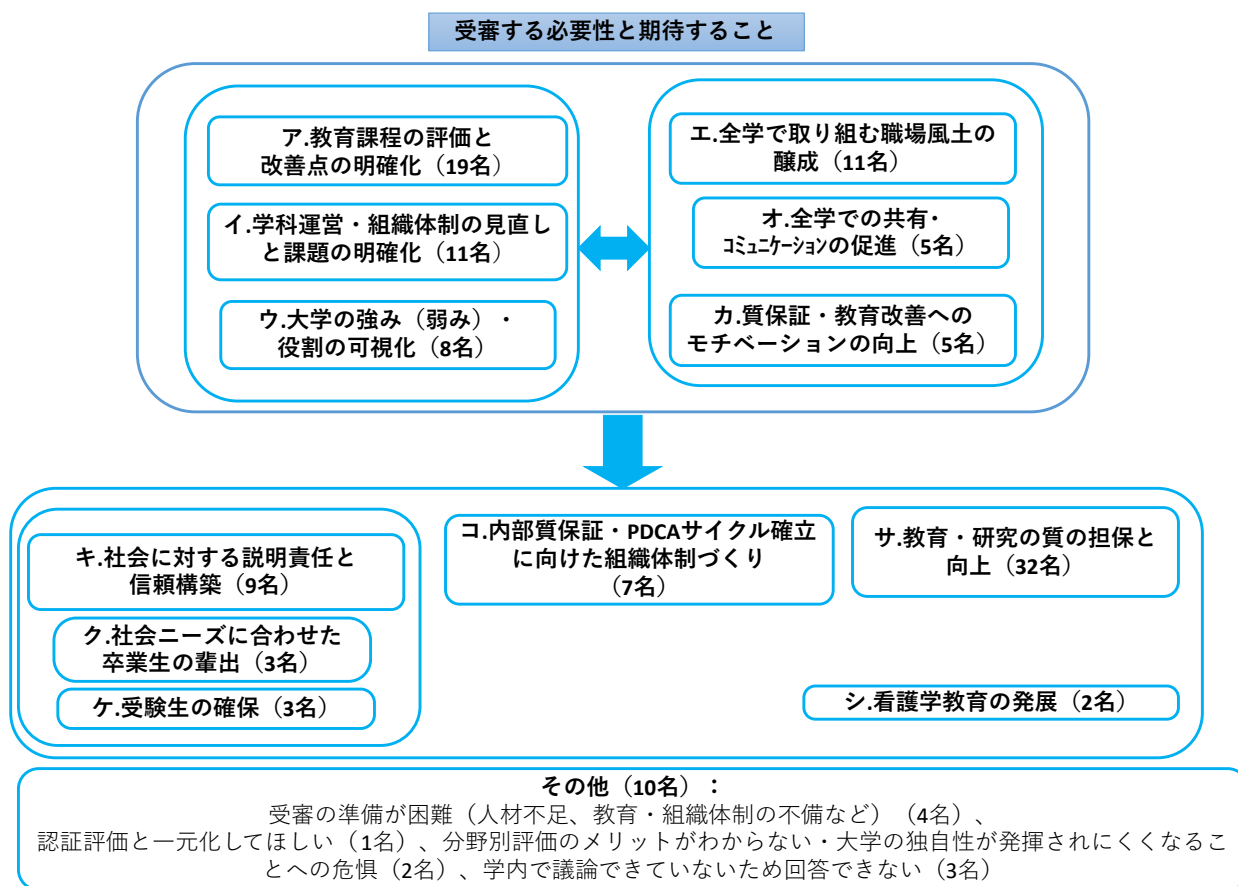


図2. 分野別評価を受審する必要性と期待すること

V. 考察

1. 現行の評価基準に関する要・不要、ならびに機関別認証評価との重複に関する評価結果について

1) 受審校による評価

本調査では、受審校に対し、現行の評価基準の必要性和不要と考える理由、ならびに機関別認証評価と重複する観点について評価を求めた。

評価基準1. 「教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」に含まれる観点のうち、「教育目標は、設置主体の所屬地域の保健医療ニーズを考慮している。」は必要性が80.0%と低く評価された。その理由として、「教育理念は、大学の設置の趣旨や建学の精神と合致している」「教育目標は教育理念を具体化している」の観点が満たされれば評価できる内容であることが示されれば、評価する内容が重複していることが挙げられた。教育目標に関する評価は、機関別認証評価との重複も指摘されており、第2期の評価基準策定に向けて検討が必要と考える。「高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。」は、必要とする評価が80.0%と他の観点と比べ低値であった。この観点は、看護学を学ぶ初学者が、看護学とはどのような学問かを理解し、高校から大学での学習に円滑に移行できることを大学が支援しているかを評価する観点である。不要と考える理由として、高大連携と教育課程の関係が不明確であるとの意見があった。高等学校と大学の連携の意義や必要性について、説明会等において受審校に説明する必要があると考える。

評価基準2. 「教育課程における教育・学修活動」については、すべての評価の観点について85%以上が必要と評価された。看護学教育課程の内容と教育方法をどのように組み立てているかを評価する基準であることから、分野別評価の観点として必要との評価が高くなったと考える。機関別評価と重複する観点として「成績評価基準が明確に定義され、周知されている。」が31.4%で最も高かった。看護学教育では、講義・演習・実習等の様々な方式で教育が行われる。よって、総合大学では学部教育方法に沿った評価基準を検討する必要が生じると考えられるため、分野別評価では必要な観点といえる。

評価基準3. 「教育課程の評価と改革」については、「卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。」以外は、80%以上が必要であると回答した。雇用先に就職した「卒業生」の評価は88.6%が必要と評価していることから、「教育プログラム」の評価を得ることの困難さが根底にあると考える。卒業生が身につけている資質や能力に関するステークホルダーの評価は、教育課程の改善に結びつけるために必要であり、取り組み努力を期待したい観点であり、実行可能性を踏まえて観点的表現を検討する必要があると示されているといえる。

評価基準4. 「入学者選抜」については、すべての評価の観点において85%以上が必要と回答した。18歳人口の減少により、各大学が入学者選抜の方法を見直している昨今の状況を鑑みると、アドミッション・ポリシーに沿った入試方法が実施されているか、検証結果を入試試験の改善につなげているかといった観点は今後も必要と考える。

2) 評価員による評価

評価員が必要と評価する観点的割合は、受審校の評価よりも全体的に高く評価された。ピアレビューをするにあたり、策定されている評価の観点を網羅的に検証することで、受審校の自己点検・評価の結果が理解しやすくなっていると考えられる。

評価の観点的修正案として、具体的な提案がなされている観点的もあるため、第2期の評価基準策定に向けて参考にしたいと考える。

評価員からの意見として「現在の基準では定員割れをすると評価が下がるため、新たな基準が必要」という意見が出された。常態化した定員割れの課題に対する改善努力が見られない場合や、定員を充足するために入

学を許可したことで進級率や卒業率などにも影響が出ている現状について入試の在り方が適正だったのかという点で、評価が厳しくなることが生じている。少子化により、今後さらに定員割れが生じる大学が出てくる可能性があり、各大学が現状をどのように捉え対策を立てているかといった、プランを明確にすることを求める提言が必要になると考えられる。

2. 評価の観点のわかりやすさ・わかりにくさに関する評価結果について

未受審校には、評価の観点のわかりやすさ、わかりにくさに関する評価を求めた。

「わかる」との評価が80%台であった観点は「ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。」「専門関連科目と専門科目の連携が図られている。」などが挙げられた。これまで毎年度実施してきた受審校や評価員に対するアンケートでも同様に指摘がされており、第2期評価基準の策定に向けて、すでに修正を検討している事項であるため、今回の調査で意見を受けた観点の修正は可能であると考ええる。

3. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への取り組み

受審校と未受審校に、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（改訂版）への取り組み状況について回答を求めた。「コアカリを用いた自大学のカリキュラムの点検」を行っているという回答した受審校は82.9%。未受審校は85.2%であり、「コアカリに準拠した新カリキュラムの検討を行っている」についても、それぞれ45.7%、63.0%が着手していると回答している。改訂版が出されて1年足らずであるが、各看護系大学でモデル・コア・カリキュラムに関する取り組みが始まっていることが示された。現在の評価基準では、3-1-9に「教育課程は高等教育政策や学協会の動向を踏まえ構成されている。」の評価の観点があり、看護系大学協議会のコアコンピテンシーや文部科学省のモデル・コア・カリキュラムを参照するように記載している。看護系大学協議会のコアコンピテンシーや文部科学省のモデル・コア・カリキュラムは、いずれもコンピテンシー・モデルに基づき卒業時に到達すべき能力を具体的に示したものである。したがって、これらのモデルが各大学のディプロマ・ポリシーの見直し等の基盤として適切に位置づけられているかを確認する必要がある。あわせて、カリキュラムとの照合状況についても再確認し、今後の評価指標の検討において、その意義が明確に伝わるように整理する必要がある。

4. 追加が必要な評価の観点について

追加が必要な評価の観点として、受審校からは「教育課程の枠組みと教学マネジメント・内部質保証の方針とが接続している」、「教育課程の評価結果および改善内容について、教職員および学生に共有するとともに必要に応じて学外にも公表している」が出された。中央教育審議会が令和5年に答申した「教学マネジメント指針」に基づく意見ではないかと推察する。

5. 分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善、受審する必要性と期待すること

受審校に対し、分野別評価受審による看護学教育ならびに組織運営における変化・改善に関する意見を求めた。看護学教育における変化と改善で、意見が多かった項目は「自学の強みと課題への気づき」「教育改善への取り組み」「継続的な評価をする組織体制づくり」などであった。組織運営における変化・改善においては「改善・改革の推進」が挙げられた。JABNE分野別評価の主目的である「よりよい看護学教育の構築を目指す」の効果が得られていると考える。

未受審校には、分野別評価受審の必要性と期待することについて回答を求めた。最も多かった回答は「教育・

研究の質の担保と向上」であり、「教育課程の評価と改善点の明確化」であった。分野別評価受審の目的を適切にとらえられた回答であり、自己点検・評価による当該大学の教育の質の改善が期待される。

6. 今後に向けて

令和7年2月に出された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラムの点検、ならびに新カリキュラムの検討について、回答があった大学では自主的に進めている現状が明らかになった。また、コアカリを踏まえた自校の取り組みについて評価する観点の追加に関する意見は出なかった。コアカリはコンピテンシー・モデルを基盤とし、卒業時に身につけるべき能力と修得状況の可視化を求めている。今後は、コアカリの理念を反映した教育の評価の観点の追加等も踏まえ、今回の調査結果を基礎資料とする評価基準の検討を行う予定である。

資料 1. 評価基準

評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み	
当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫した、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき当該大学独自の教育課程の枠組みができていること。	
評価項目	評価の観点
1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。 2. 教育目標は、教育理念を具体化している。 3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。
1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等	4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。 5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。 6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。 7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。
1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み	8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。 9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。 10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。 11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。 12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。 13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。
1-4. 意思決定組織への参画	14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※は議題を提出できる。 15. 看護学教育の責任者※の選考基準が明確である。 ※)看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。

※注:評価項目 1-1 について

教育理念は、どういう人材育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、各大学の使命を述べたものです。

教育目標は、大学の目的・理念を全うするために、学部・学科または課程ごとに、学士課程でどういう能力を持った人材を育成するかを示したものです。教育理念より具体的な方針として示されます。また、教育目標を具現化するものとしてディプロマ・ポリシーが策定されます。

受審校の使命や人材育成の方針について、「教育理念」「教育目標」の用語で明記されていなくても、それぞれ上記に該当する内容を「教育理念」「教育目標」として点検・評価してください。

評価基準2. 教育課程における教育・学修活動	
教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学修できる環境が整っていること。	
評価項目	評価の観点
2-1. 教育内容と目標・評価方法	1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。 2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。 3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。 4. 各科目の到達目標が明示されている。 5. 各科目の到達度を測る評価方法(評価の観点)が明示されている。 6. 評価者が明示されている。 7. 評価は学生にフィードバックされている。 8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。
2-2. 教員組織と教員の能力の確保	9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。 10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準(JANPU の直近の実態調査のデータ)を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》 11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。 12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。 13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。 14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動(例:CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等)をしている。(推奨) 15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。 16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。(推奨) 17. 教員は研究結果を教育に活かしている。 18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。
2-3. 教育方法:学生が主体的に学ぶための種々の工夫	19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。 20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。 21. 教育方法にあった教室が準備されている(講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等)。 22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。 23. 実習用モデルやe-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。 24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。 25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。 26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。 27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。(推奨)》
	28. 図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。

	29. 検索システムが整備されている。 30. 司書は自主学習を支援する機能を果たしている。
2-4. 臨地実習	31. 講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。 32. 臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。 33. 臨地実習の展開に適切な数の教員(専任・非常勤)が配置されている。 34. 教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。 35. 臨床教員※)の任用基準が明確である。 36. 実習指導に携わる者(大学教員と臨床教員と実習指導者※))の役割分担を明確にし、協働している。 37. 臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。 38. 組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。 39. 実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。 40. 個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。 41. 実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。 ※)臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。 ※)実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指します。
2-5. 教育課程展開に必要な経費	42. 当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。 43. 設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。 44. 当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。 45. 教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。 46. 教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。

評価基準3. 教育課程の評価と改革

各教科目及び教育課程を組織的に評価し、評価結果に基づき継続的に改善・改革する体制を整備し、実行していること。

評価項目	評価の観点
3-1. 科目評価・教育課程評価と改善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。 2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。 3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。 4. 科目に対する学生からの評価(授業評価等)を組織的に行っている。 5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。 6. 科目評価(授業評価)の結果を公表している。 7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。 8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。 9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※)を踏まえ、構成されている。 ※)看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等
3-2. 卒業状況からの評価と改善	10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。 11. 分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。 12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。 13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。 14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。 15. 学生の進路は教育理念と一致している。
3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善	16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。 17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。 18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨) 19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨) 20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)

評価基準4. 入学者選抜	
看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。	
評価項目	評価の観点
4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー	1. アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性のある表現で明示されている。 2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。
4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善	3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。 4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。 5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。 6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。

資料2. 調査の質問紙（受審校宛）

＜受審校＞調査 1

看護学士課程の評価基準に関する調査—現行（第1期）ならびに 新規（第2期）評価基準の必要性の検討と受審校の看護教育における変化—

本調査は以下の目的で実施します。

- ① 現行（第1期）の評価基準の評価ならびに新規（第2期）評価基準の修正・追加が必要と考える内容を把握すること
- ② 機関別評価の基準と重複する内容を把握すること
- ③ 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への受審校の取り組みを把握すること
- ④ 分野別評価受審による受審校の看護学教育・組織運営における変化・改善内容を収集すること

回答は調査協力依頼書に記載の二次元コードもしくはURLよりお願いいたします。

回答には30分程度かかりますが、最後までご協力いただけますようお願いいたします。

回答途中でgoogleアカウントをログアウトされると一時保存されませんのでご注意ください。

I. 貴校についてお伺いします。

I-1. 設置主体について、該当項目すべてにチェックしてください。

- ☐ 国立大学
- ☐ 公立大学
- ☐ 私立大学
- ☐ 看護学単科大学
- ☐ 看護学以外の教育プログラムを有する医療保健系大学
- ☐ 医療保健系学部を含む総合大学
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

I-2. 設置学部について該当項目にチェックしてください。

- ☐ 看護学以外の学部
- ☐ 看護学部
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

I－3. ご回答者様の役職等について該当項目すべてにチェックしてください。

- ☐ 現在の看護学教育課程の責任者
- ☐ 現在の自己点検評価の担当者
- ☐ 分野別評価受審時の看護学教育課程の責任者
- ☐ 分野別評価受審時の自己点検評価の担当者
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

--

I－4. これまでに受審した認証評価機関についてチェックしてください。

- ☐ 公益財団法人大学基準協会
- ☐ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- ☐ 一般財団法人大学・短期大学基準協会
- ☐ 公益財団法人日本高等教育評価機構
- ☐ 一般財団法人大学教育質保証・評価センター
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

--

Ⅱ～Ⅵ 評価基準についてお伺いします。

Ⅱ－１．評価基準１「教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」について、第２期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

また、機関別評価の評価基準と重複すると考えられる場合には「重複する」にチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅡ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要	重複
1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。			
2. 教育目標は、教育理念を具体化している。			
3. 教育目標は、設置主体や所屬地域の保健医療ニーズを考慮している。			
4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。			
5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。			
6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。			
7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。			
8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。			
9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。			
10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。			
11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。			
12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。			
13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。			
14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※）は議題を提出できる。 ※）看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。			
15. 看護学教育の責任者※）の選考基準が明確である。			

Ⅱ－２．評価基準１「教育理念・教育目標に基づき教育課程の枠組み」に含まれる評価の観点１～１５項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。 <例>5ー各校で役割の名称が異なると考えられるため。

Ⅱ－３．上記の評価の観点１～１５項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

Ⅱ－４．第２期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点１～１５項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

Ⅲ－１．評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」について、第２期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

また、機関別評価の評価基準と重複すると考えられる場合には「重複する」にチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅢ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要	重複
1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。			
2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。			
3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。			
4. 各科目の到達目標が明示されている。			
5. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。			
6. 評価者が明示されている。			
7. 評価は学生にフィードバックされている。			
8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。			
9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。			
10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPUの直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》			
11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。			
12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。			
13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。			
14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNSとして現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）			
15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。			
16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）			
17. 教員は研究結果を教育に活かしている。			
18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。			
19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。			
20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。			
21. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。			
22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。			
23. 実習用モデルやe-ラーニング教材、IT機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。			
24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。			
25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。			
26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。			

27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。(推奨)》			
28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。			
29.検索システムが整備されている。			
30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。			
31.講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。			
32.臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。			
33.臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。			
34.教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。			
35.臨床教員※）の任用基準が明確である。 ※）臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。			
36.実習指導に携わる者（大学教員と臨床教員と実習指導者※）の役割分担を明確にし、協働している。 ※）実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指す。			
37.臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。			
38.組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。			
39.実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。			
40.個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。			
41.実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。			
42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。			
43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。			
44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。			
45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。			
46.教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。			

Ⅲ－２．評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」に含まれる評価の観点 1～46 項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

--

Ⅲ－３．上記の評価の観点 1～46 項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

--

Ⅲ－４．第２期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～46 項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

Ⅳ－１．評価基準３．「教育課程の評価と改革」について、第２期も評価の観点として 「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

また、機関別評価の評価基準と重複すると考えられる場合には「重複する」にチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅣ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要	重複
1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。			
2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。			
3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。			
4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。			
5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。			
6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。			
7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。			
8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。			
9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等			
10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。			
11. 分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。			
12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。			
13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。			
14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。			
15. 学生の進路は教育理念と一致している。			
16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。			
17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。			
18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。（推奨）			
19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。（推奨）			
20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。（推奨）			

Ⅳ－２．評価基準３．「教育課程の評価と改革」 に含まれる評価の観点 1～20 項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

IV－3. 上記の評価の観点 1～20 項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える
観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

IV－4. 第2期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～20 項目にあらたに追加する必要がある
と考える観点について理由とともにご記入ください。

V－1. 評価基準4.「入学者選抜」について、第2期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

また、機関別評価の評価基準と重複すると考えられる場合には「重複する」にチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のV－2の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要	重複
1. アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性のある表現で明示されている。			
2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。			
3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。			
4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。			
5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。			
6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。			

V－2. 評価基準4.「入学者選抜」に含まれる評価の観点1～6項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

V－3. 上記の評価の観点1～6項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

V－4. 第2期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点1～6項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

VI. 以下に示す推奨する6項目の観点について、「推奨から基本の観点に変更する」、「推奨のままとする」、「評価の観点から不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

	推奨から基本の観点に変更	推奨のままとする	評価の観点から不要
評価基準2. 教育課程における教育・学修活動 14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。			
評価基準2. 教育課程における教育・学修活動 16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。			
評価基準2. 教育課程における教育・学修活動 27.看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。》			
評価基準3. 教育課程の評価と改革 18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。			
評価基準3. 教育課程の評価と改革 19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。			
評価基準3. 教育課程の評価と改革 20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。			

VII. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への受審校の取り組みについてお伺いします。

VII-1. 令和7年3月に策定された看護学教育モデル・コア・カリキュラム（以下、コアカリ）では、コンピテンシー基盤型教育により看護師として必要な能力を備えた質の高い人材養成の方針が示されています。コアカリを用いて、貴校ではどのような取り組みをされているのか、該当する取り組みをすべてチェックしてください。「その他」の場合は、具体的な取り組み内容についてご記入ください。

- ☐ 教職員へのコアカリの周知
- ☐ コアカリを用いたディプロマ・ポリシーの点検
- ☐ コアカリを用いた自大学のカリキュラムの点検
- ☐ コアカリに準拠した新カリキュラムの検討
- ☐ コアカリを用いた自大学の実習目標等の点検
- ☐ 特に取り組んでいない
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

VII-2. 上記で「特に取り組んでいない」にチェックした場合は、その理由をご記入ください。

VIII. 分野別評価受審による貴校の看護学教育ならびに組織運営における変化・改善についてお伺いします。

VIII-1. 貴校の看護学教育において変化したこと、改善が進んだことについて、具体的にご記入ください。

VIII-2. 貴校の組織運営において変化したこと、改善が進んだことについて、具体的にご記入ください。

調査は以上となります。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料3. 調査の質問紙（評価員宛）

＜評価員＞調査 1

看護学士課程の評価基準に関する調査—現行（第1期）ならびに 新規（第2期）評価基準の必要性の検討—

本調査は以下の目的で実施します。

現行（第1期）の評価基準の評価ならびに新規（第2期）評価基準の修正・追加が必要と考える内容を把握すること

ご回答いただく方が、受審校を対象とした調査にも該当される場合は、本調査にはご回答いただかなくて結構です。

回答は調査協力依頼書に記載の二次元コードもしくはURLよりお願いいたします。

回答には20分程度かかりますが、最後までご協力いただけますようお願いいたします。

回答途中でgoogleアカウントをログアウトされると一時保存されませんのでご注意ください。

I. ご自身についてお伺いします。

I-1. 設置主体について、該当項目すべてにチェックしてください。

- ☐ 2020 年度
 - ☐ 2021 年度
 - ☐ 2022 年度
 - ☐ 2023 年度
 - ☐ 2024 年度
 - ☐ 2025 年度
-

Ⅱ～Ⅵ 評価基準についてお伺いします。

Ⅱ－１．評価基準１「教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」について、第２期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅡ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要
1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。		
2. 教育目標は、教育理念を具体化している。		
3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。		
4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。		
5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。		
6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。		
7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。		
8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。		
9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。		
10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。		
11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。		
12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。		
13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。		
14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※）は議題を提出できる。 ※）看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。		
15. 看護学教育の責任者※）の選考基準が明確である。		

Ⅱ－２．評価基準１「教育理念・教育目標に基づき教育課程の枠組み」に含まれる評価の観点１～１５項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。 <例>5ー各校で役割の名称が異なると考えられるため。

Ⅱ－３．上記の評価の観点１～１５項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

Ⅱ－４．第２期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点１～１５項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

Ⅲ－１．評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」について、第２期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅢ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要
1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。		
2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。		
3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。		
4. 各科目の到達目標が明示されている。		
5. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。		
6. 評価者が明示されている。		
7. 評価は学生にフィードバックされている。		
8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。		
9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。		
10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPU の直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》		
11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。		
12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。		
13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。		
14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）		
15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。		
16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）		
17. 教員は研究結果を教育に活かしている。		
18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。		
19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。		
20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。		
21. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。		
22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。		
23. 実習用モデルや e-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。		
24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。		
25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。		
26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。		
27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。《自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されている。（推奨）》		
28. 図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。		

29.検索システムが整備されている。		
30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。		
31.講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。		
32.臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。		
33.臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。		
34.教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。		
35.臨床教員※）の任用基準が明確である。 ※）臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。		
36.実習指導に携わる者（大学教員と臨床教員と実習指導者※）の役割分担を明確にし、協働している。 ※）実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指す。		
37.臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。		
38.組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。		
39.実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。		
40.個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。		
41.実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。		
42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。		
43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。		
44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。		
45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができています。		
46.教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。		

Ⅲ－２．評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」に含まれる評価の観点 1～46 項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

Ⅲ－３．上記の評価の観点 1～46 項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

Ⅲ－４．第２期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～46 項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

Ⅳ－１．評価基準３．「教育課程の評価と改革」について、第２期も評価の観点として 「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「不要」につけた観点には、次のⅣ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要
1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。		
2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。		
3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。		
4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。		
5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。		
6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。		
7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。		
8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。		
9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等		
10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。		
11. 分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。		
12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。		
13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。		
14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。		
15. 学生の進路は教育理念と一致している。		
16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。		
17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。		
18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。（推奨）		
19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。（推奨）		
20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。（推奨）		

Ⅳ－２．評価基準３．「教育課程の評価と改革」に含まれる評価の観点 1～20 項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

Ⅳ－３．上記の評価の観点 1～20 項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

Ⅳ－４．第２期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～20 項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

V－1. 評価基準4. 「入学者選抜」について、第2期も評価の観点として「必要」または「不要」のいずれかを必ずチェックしてください。※「不要」につけた観点には、次のV－2の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	必要	不要
1. アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性のある表現で明示されている。		
2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。		
3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。		
4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。		
5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。		
6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。		

V－2. 評価基準4. 「入学者選抜」に含まれる評価の観点1～6項目の中で、「不要」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

V－3. 上記の評価の観点1～6項目の中で、表現がわかりにくい、不適切など修正した方がよいと考える観点の項目番号を添えた上で、修正内容についてご記入ください。

V－4. 第2期の分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点1～6項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

VI. 以下に示す推奨する6項目の観点について、「推奨から基本の観点に変更する」、「推奨のままとする」、「評価の観点から不要」のいずれかを必ずチェックしてください。

	推奨から基本の観点に変更	推奨のままとする	評価の観点から不要
評価基準 2. 教育課程における教育・学修活動 14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。			
評価基準 2. 教育課程における教育・学修活動 16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。			
評価基準 2. 教育課程における教育・学修活動 27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されている。》			
評価基準 3. 教育課程の評価と改革 18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。			
評価基準 3. 教育課程の評価と改革 19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。			
評価基準 3. 教育課程の評価と改革 20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。			

調査は以上となります。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料4. 調査の質問紙（未受審校宛）

調査2

看護学士課程の評価基準に関する調査 — 現行（第1期）評価基準のわかりやすさならびに 新規（第2期）評価基準の必要性と、分野別評価の意義 —

本調査は、以下の目的で実施いたします。

- ① 現行の評価基準のわかりやすさならびに新規評価基準の必要性を把握すること
- ② 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への会員校の取り組みを収集すること
- ③ 看護学教育分野別評価の意義を把握すること

回答は調査協力依頼書に記載の二次元コードもしくはURLよりお願いいたします。

回答には25分程度かかりますが、最後までご協力いただけますようお願いいたします。

回答途中でgoogleアカウントをログアウトされると一時保存されませんのでご注意ください。

I. 貴校についてお伺いします。

I-1. 設置主体について、該当項目すべてにチェックしてください。

- ☐ 国立大学
- ☐ 公立大学
- ☐ 私立大学
- ☐ 看護学単科大学
- ☐ 看護学以外の教育プログラムを有する医療保健系大学
- ☐ 医療保健系学部を含む総合大学
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

I-2. 設置学部について該当項目にチェックしてください。

- ☐ 看護学以外の学部
- ☐ 看護学部
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

I－3. ご回答者様の役職等について該当項目すべてにチェックしてください。

- ☐ 現在の看護学教育課程の責任者
- ☐ 現在の自己点検評価の担当者
- ☐ 分野別評価受審時の看護学教育課程の責任者
- ☐ 分野別評価受審時の自己点検評価の担当者
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

--

I－4. 今後の受審予定年度についてご回答ください。

- ☐ 2026 年度
- ☐ 2027 年度
- ☐ 2028 年度
- ☐ 2029 年度
- ☐ 2030 年度
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

--

Ⅱ～Ⅵ 評価基準についてお伺いします。

Ⅱ－１．第１期の評価基準１．「教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」について、自己点検・評価を行うにあたり、観点の表現として「わかる」または「わかりにくい」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「わかりにくい」につけた場合、次のⅡ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	わかる	わかりにくい
1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。		
2. 教育目標は、教育理念を具体化している。		
3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。		
4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。		
5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。		
6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。		
7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。		
8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。		
9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。		
10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。		
11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。		
12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。		
13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。		
14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※）は議題を提出できる。 ※）看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。		
15. 看護学教育の責任者※）の選考基準が明確である。		

Ⅱ－２．評価基準１「教育理念・教育目標に基づき教育課程の枠組み」に含まれる評価の観点１～１５項目の中で、「わかりにくい」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

Ⅱ－３．今後、分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点１～１５項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

Ⅲ－１．第１期の評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」について、自己点検・評価を行うにあたり、観点の表現として「わかる」または「わかりにくい」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「わかりにくい」につけた場合、次のⅢ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	わかる	わかりにくい
1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。		
2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。		
3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。		
4. 各科目の到達目標が明示されている。		
5. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。		
6. 評価者が明示されている。		
7. 評価は学生にフィードバックされている。		
8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。		
9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。		
10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPU の直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》		
11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。		
12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。		
13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。		
14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨）		
15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。		
16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨）		
17. 教員は研究結果を教育に活かしている。		
18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。		
19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。		
20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。		
21. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。		
22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。		
23. 実習用モデルや e-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。		
24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。		
25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。		
26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。		
27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。《自主学習を支援する担当者が週４日以上配置されている。（推奨）》		

28.図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。		
29.検索システムが整備されている。		
30.司書は自主学習を支援する機能を果たしている。		
31.講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。		
32.臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。		
33.臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。		
34.教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。		
35.臨床教員※）の任用基準が明確である。 ※）臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。		
36.実習指導に携わる者（大学教員と臨床教員と実習指導者※）の役割分担を明確にし、協働している。 ※）実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指す。		
37.臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。		
38.組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。		
39.実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。		
40.個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。		
41.実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。		
42.当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。		
43.設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。		
44.当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。		
45.教員は教育・研究に必要な予算の執行ができています。		
46.教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。		

Ⅲ－２．評価基準２．「教育課程における教育・学修活動」 に含まれる評価の観点 1～46 項目の中で、「わかりにくい」と考える観点の**項目番号**を添えた上で、その**理由**についてご記入ください。

Ⅲ－３．今後、分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～46 項目に**あらたに追加する必要がある**と考える観点について**理由とともに**ご記入ください。

Ⅳ－１．第１期の評価基準３．「教育課程の評価と改革」について、自己点検・評価を行うにあたり、観点の表現として「わかる」または「わかりにくい」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「わかりにくい」につけた場合、次のⅣ－２の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	わかる	わかりにくい
1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。		
2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。		
3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。		
4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。		
5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。		
6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。		
7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。		
8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。		
9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等		
10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。		
11. 分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。		
12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。		
13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。		
14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。		
15. 学生の進路は教育理念と一致している。		
16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。		
17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。		
18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。（推奨）		
19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。（推奨）		
20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。（推奨）		

Ⅳ－２．評価基準３．「教育課程の評価と改革」に含まれる評価の観点 1～20 項目の中で、「わかりにくい」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

Ⅳ－３．今後、分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点 1～20 項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

V-1. 第1期の評価基準4.「入学者選抜」について、自己点検・評価を行うにあたり、観点の表現として「わかる」または「わかりにくい」のいずれかを必ずチェックしてください。

※「わかりにくい」につけた場合、次のV-2の回答欄で、観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

	わかる	わかりにくい
1. アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性のある表現で明示されている。		
2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。		
3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。		
4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。		
5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。		
6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。		

V-2. 評価基準4.「入学者選抜」に含まれる評価の観点1～6項目の中で、「わかりにくい」と考える観点の項目番号を添えた上で、その理由についてご記入ください。

V-3. 今後、分野別評価を受けるにあたり、上記の評価の観点1～6項目にあらたに追加する必要があると考える観点について理由とともにご記入ください。

VI. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」への貴校の取り組みについてお伺いします。

VI-1. 令和7年3月に策定された看護学教育モデル・コア・カリキュラム（以下、コアカリ）では、コンピテンシー基盤型教育により看護師として必要な能力を備えた質の高い人材養成の方針が示されています。コアカリを用いて、貴校ではどのような取り組みをされているのか、該当する取り組みをすべてチェックしてください。「その他」の場合は、具体的な取り組み内容についてご記入ください。

- ☐ 教職員へのコアカリの周知
- ☐ コアカリを用いたディプロマ・ポリシーの点検
- ☐ コアカリを用いた自大学のカリキュラムの点検
- ☐ コアカリに準拠した新カリキュラムの検討
- ☐ コアカリを用いた自大学の実習目標等の点検
- ☐ 特に取り組んでいない
- ☐ その他（以下に詳細についてご記入をお願いいたします）

VI-2. 上記で「特に取り組んでいない」にチェックした場合は、その理由をご記入ください。

VII. 看護学分野別評価の必要性和意義についてお伺いします。

分野別評価を受けるにあたり、貴校が考える分野別評価を受審する必要性ならびに意義について、具体的にご記入ください。

調査は以上となります。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

本報告書は、文部科学省の大学改革推進委託費による委託業務として、一般財団法人日本看護学教育評価機構が実施した令和 7 年度「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業（学士課程における看護学教育分野別評価の充実のための調査研究）」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。